

2025 年 7 月 29 日
金融法委員会

「為替取引」の実務対応に関する論点整理

I	はじめに	3
1	「為替取引」を巡る状況	3
(1)	問題状況	3
(2)	解釈指針の実務上の必要性	3
(3)	昨今の立法動向	3
(4)	小括	4
2	「為替取引」の条文構造と最高裁決定	5
(1)	条文構造	5
(2)	最高裁決定	10
3	小括	16
II	「為替取引」に関する検討の枠組み	16
1	先行検討	16
(1)	概要	16
(2)	「隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組み」の有無に着目するアプローチ	16
(3)	「依頼」の有無に着目するアプローチ	18
(4)	リスクに着目するアプローチ	19
(5)	その他のアプローチ	21
(6)	小括	22
2	実務検討の枠組み	22
(1)	検討の方向性	22
(2)	検討すべきリスクの内容	23
(3)	「為替取引」規制を及ぼす必要性の低い取引領域の抽出	27
III	実務対応に関する検討①－「為替取引」の評価を検討する事例	35
1	収納代行	35
(1)	スキームの内容	35
(2)	現状の整理	36
2	立替払	38
(1)	スキームの内容	38
(2)	現状の整理	39
3	振込代行	40

(1) スキームの内容.....	40
(2) 現状の整理.....	41
4 商取引との境界線.....	42
(1) 着眼点	42
(2) (商取引における) 販売代理業務	42
(3) (債権流動化取引における) 債権管理回収 (サービシング) 業務	43
IV 実務対応に関する検討②ー「為替取引」以外の規律で整理される事例	45
1 前払式支払手段	45
(1) サービスの内容	45
(2) 「為替取引」との線引き	46
2 クレジットカード	47
(1) サービスの内容	47
(2) 「為替取引」との関係性.....	47
3 電子決済手段	48
(1) サービスの内容	48
(2) 「為替取引」との関係性.....	49

I はじめに

近年の金融事業及び関連技術の各種進展に伴い、複数の主体間の「資金」の移動を伴うサービスの種類が多様化している。このような「資金」の移動が生じるサービスにおいては、「資金」の移動に関与する事業者の信用リスク等のリスクが不可避免的に生じる場合があることから、これらのうち一定のものについては、従来、銀行法及び資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）において「為替取引」に該当するとして規制の対象とされてきた。しかしながら、これらの「資金」の移動に関わる多様なサービスの全てを「為替取引」と形式的かつ一律に評価することは必ずしも適切ではないものと思われる。

そこで、本ペーパーにおいては、金融事業及び金融規制法の各種の現況を踏まえ、「為替取引」として規制するか否かの実務対応における視点についての整理を試みる。

1 「為替取引」を巡る状況

(1) 問題状況

「為替取引」については、銀行法及び資金決済法において業規制の範囲を画するものとして各条文の文言に用いられているが、法令上は具体的な定義内容は規定されていない。また、行政運用においても、監督指針及び事務ガイドラインにおいて関連する監督上の留意点は示されているが、「為替取引」の具体的な定義内容は記述されていない。また、パブリックコメント回答においても「為替取引」への言及が行われることがあるものの、個別事情を踏まえて「為替取引」該当性が事案ごとに検討されているというのが実情である。これらの法令及び行政運用の状況を踏まえ、「為替取引」が実務上論点となる事案においては、個別事情を考慮しながら慎重な検討を要する場面が増えているものと考えられる。

(2) 解釈指針の実務上の必要性

「為替取引」を巡る総論的な状況は上記(1)のとおりであるが、実務対応においては、情報技術の進展やプラットフォームの台頭等の事情により、銀行法制定当初には想定されなかった様々な新規サービスの検討が進んでいる。他方、これら新規サービスの検討に際し、「為替取引」の外延が必ずしも明確ではないことに起因して、当該サービスの「為替取引」該当性の判断に種々の困難が生じているところである。特に、新規サービスにおいては、サービス開始後に行政当局から後発的に「為替取引」の指摘を受けると、サービス停止等に伴う多大なコスト等を負担する可能性もあるため、どうしても「為替取引」の判断について謙抑的にならざるを得ない。これらの状況を踏まえると、「為替取引」に該当するか否かに関し、理論的な外延を明らかにすることだけでなく、実務対応における検討の視点を整理することにも相応の意義が認められると考えられる。

(3) 昨今の立法動向

「為替取引」は、周知のとおり、銀行法の固有業務の規定（銀行法第2条第2項第2号、第10条第1項第3号）を源流とする実定法の概念である。この点に関し、近時、資金決済法成立（2010年4月1日施行）の後、令和2年¹資金決済法改正（収納代行等）、令和4年資金決済法改正（電子決済手段等）という「為替取引」に関連する改正が行われるとともに、令和7年においても、さらなる改正が行われた²。これらの改正動向を考慮した上で、「為替取引」に関する検討の着眼点を整理することも有益と思われる。

（4）小括

以上の状況を踏まえ、本ペーパーにおいては、「為替取引」を巡る（i）金融規制法の位置づけ（条文構造）並びに判例及び裁判例における判断内容を概観したうえで、（ii）実務解説や学説を中心とした従前の先行検討を分析しつつ、「為替取引」該当性に係る実務上の検討の参考に供するため、「為替取引」該当性を判断する際の実務上の解釈指針を提示することを目的とする。なお、「為替取引」は資金の移動を伴う取引である以上、当該「資金」の位置付けを巡る議論も本来は重要である。もっとも、この点に関する検討を行うためには、対象事業者が取り扱う財産（財産的価値）の性質や内容の検討が不可避であるが、本ペーパーは対象事業者の「（法律）行為」に着目した解釈上の実務指針を示すことを主眼とするため、本ペーパーにおいては意図的に検討範囲を限定し、まずは「資金」に該当することにつき争いのない「金銭」³の移動を伴うサービスを前提として論じる。

¹ 以下、改正法及び裁判例を特定する表記については和暦を用い、それ以外の年表記については西暦を用いる。

² 2024年9月から金融審議会の下、「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」（以下「資金決済等WG」という。）が開始され、同WGにおいて、クロスボーダー収納代行及び立替払サービスと「為替取引」との関係性について議論が行われ、「資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告」（2025年1月22日）が公表されている。また、2025年3月7日には資金決済に関する法律の一部を改正する法律案が国会に提出され、同年6月6日に成立した（以下、これによる資金決済法の改正を「令和7年資金決済法改正」という。）。令和7年資金決済法改正において、クロスボーダー収納代行（国内と国外との間での資金移動であって、収納代行の形式で行われるものをいう（同報告8頁参照）。以下同じ。）について、「為替取引」に該当するものとして資金移動業の規制を適用すること等を内容とする改正が行われた。本改正は、原則として公布の日から起算して1年を越えない範囲内において政令で定める日から施行される。なお、クロスボーダー収納代行については一定の経過措置が置かれている。

³ 暗号資産（資金決済法第2条第14項）、電子決済手段（資金決済法第2条第5項）及び前払式支払手段（資金決済法第3条第1項）その他の電子マネーを「資金」として扱うかどうか等の検討については、別の機会を期したい。

2 「為替取引」の条文構造と最高裁決定

(1) 条文構造

ア 銀行法

銀行法においては、「銀行業」の定義を「預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと」又は「為替取引を行うこと」のいずれかを行う営業と定め、「為替取引」を銀行の固有業務の一つとして位置づけている（同法第2条第2項第2号、第10条第1項第3号）。「為替取引」とは、隔地者間において直接現金の送金をなすことなく、資金授受の目的を達成することと解されてきたが⁴、銀行法上は「為替取引」の定義は定められていない。

銀行が主体となって行う「為替取引」のほか、銀行法上、「銀行代理業」（同法第2条第14項第3号）、「電子決済等取扱業」（同条第17項第1号ロ）及び「電子決済等代行業」（同条第21項第1号）の定義等の規定においても「為替取引」の概念が用いられている。もっとも、これらの規定においても、いかなる行為が「為替取引」に該当するかは明らかにされていない。

また、金融庁が策定・公表している監督指針上も「電信送金の支払、手形の取立、信用状の取次、決済等」が為替業務に該当することが示されているものの（主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－3－1－3－1－2(4)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ－3－1－3－1－2(4)）、具体的な「為替取引」の内容に踏み込んだ記載は見受けられない。

イ 資金決済法

(ア) 資金移動業

資金決済法では、「資金移動業」を「銀行等以外の者が為替取引を業として営むこと」と定義し（同法第2条第2項）、資金移動業者の登録を受けた者は、銀行法第4条第1項及び第47条第1項の規定にかかわらず、資金移動業を営むことができる旨を定めている（同法第37条）。資金決済法における「為替取引」は、銀行法上の「為替取引」と同義であるとされるが⁵、同法においても「為替取引」の定義は定められていない。また、金融庁が策定・公表する事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係「14. 資金移動業者関係」）においても「為替取引」の定義は示されていない⁶。

⁴ 小山嘉昭『銀行法精義』（きんざい、2018）64頁。

⁵ 高橋康文編著・堀天子＝森穀著『新・逐条解説 資金決済法（第2版）』（きんざい、2023）50頁、210頁。

⁶ 資金決済法においては、「資金移動業」のほかに「電子決済手段等取引業」（同法第2条第10項第4号）、「為替取引分析業」（同条第18項）及び「資金清算業」（同条第20項）の定義等の規定で「為替取引」の概念が用いられているが、当該規定上も「為替取引」の定義は明らかにされていない。

(イ) 収納代行

資金決済法第2条の2⁷は、金銭債権を有する者からの委託等の方法により、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人に当該資金を移動させる行為であって、内閣府令で定める要件を満たすものは、「為替取引」に該当すると定めている⁸。これは、いわゆる収納代行サービスのうち一定の要件を充たすものについて「為替取引」に該当することを明らかにしたものであり、「為替取引」の定義を定めたものではないものの、どのような行為が「為替取引」に該当するのかを一定の範囲で明文化している。

資金決済法第2条の2

金銭債権を有する者（以下この条において「受取人」という。）からの委託、受取人からの金銭債権の譲受けその他これらに類する方法により、当該金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）その他これに類する方法により支払を行う者から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人に当該資金を移動させる行為（当該資金を当該受取人に交付することにより移動させる行為を除く。）であって、受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）であることその他の内閣府令で定める要件を満たすものは、為替取引に該当するものとする。

収納代行サービスについて一義的な定義は存在しないものの、金銭債権を有する債権者から委託等を受けて債務者から資金を受取し、当該資金を直接輸送することなく債権者に移転させるサービスをいうとされる⁹。収納代行については、(i) 資金決済法制定当時の議論において、財・サービスの提供者（債権者）への支払人（債務者）が行う支払の受取りであり、その後、収納代行業者が受け取った資金を債権者に送付することは別の行為である等として「為替取引」該当性を否定する意見と、(ii) 判例は広く「為替取引」をとらえており、収納代行サービスが対象とはならないとは解されない等として収納代行サービスは「為替取引」に該当する疑義

⁷ 令和7年資金決済法改正により、クロスボーダー収納代行への対応として資金決済法第2条の2が改正されたが、特に断りがない限り、本ペーパーにおいては現行の法文を前提とする。

⁸ 令和7年資金決済法改正による改正後の資金決済法第2条の2では、「受取人が個人…であることその他の内閣府令で定める要件を満たす行為」（同条第1号）と別に、「国内から国外へ向けて資金を移動させ、又は国外から国内へ向けて資金を移動させる行為」（同条第2号）がクロスボーダー収納として「為替取引」に該当することが定められている。

⁹ 金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告」（2019年12月20日）16頁脚注30参照。

があるとする意見が対立していた¹⁰。そして、債務者は代理受領権限を有する者に弁済をした時点で債務を免れるため二重支払の危険がないこと等を含め、利用者保護の観点から大きな問題が生じていないという状況があったため、「性急に制度整備を図ることなく、将来の課題とすることが適当」であり、利用者保護に欠ける事態等が生じないように引き続き注視していくとされた¹¹。その後、割り勘アプリのような、収納代行の形式をとりつつ 実質的に個人間送金を行う新たなサービスが提供される等、収納代行を取り巻く立法事実が変化していることを受けて、令和 2 年資金決済法改正により資金決済法第 2 条の 2 の規定が設けられている。

収納代行においては、代理受領権限を有する者に支払をする仕組みを採る限り、収納代行業者が資金を受け入れた時点で債務者は債務を免れるため、二重支払の危険は生じない¹²。他方で、債権者は、収納代行業者に破産等の倒産事由が生じた場合、収納代行業者から引渡しを受けるべきであった資金（収納金）が倒産財団にコmingルする点で、収納代行業者の信用リスクを負担することになる。このように、サービス形態によっては債権者及び債務者の双方が収納代行業者に対する信用リスクを抱える可能性があることを踏まえて、利用者保護を図る必要性が高い収納代行サービスについて、同条の規定により「為替取引」に該当することを確認するとともに、同サービスが「為替取引」の規制対象となることが明確化された。

資金決済法第 2 条の 2 の規定を受けた内閣府令においては、利用者保護を図る必要性が高い行為として「為替取引」に該当するための要件が定められている。具体的には、①受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合は除かれている。）であり、かつ、②以下のいずれかに該当するものであることが要件として定められている（資金移動業者に関する内閣府令（以下「資金移動業府令」という。）第 1 条の 2）。

（i） 受取人が有する金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）その他これに類する方法により支払を行う者（第三号において「債務者等」という。）から弁済として資金を受け入れた時（他の者に資金を受け入れさせる場合にあつては、当該他の者が弁済として資金を受け入れた時）までに当該債務者の債務が消滅しないものであること。

¹⁰ 金融審議会金融分科会第二部会「金融審議会金融分科会第二部会 決済に関するワーキング・グループ報告」（2009 年 1 月 14 日）11 頁。

¹¹ 金融審議会金融分科会第二部会「資金決済に関する制度整備について－イノベーションの促進と利用者保護－」（2009 年 1 月 14 日）3 頁。

¹² 仮に代理受領権限を有しない者に対する支払が行われると、債務者は、二重支払の危険、すなわち、収納代行業者の信用リスクを負担することになる。

- (ii) 受取人が有する金銭債権が、資金の貸付け、連帯債務者の一人としてする弁済その他これらに類する方法によってする当該金銭債権に係る債務者に対する信用の供与をしたことにより発生したものである場合に、当該金銭債権の回収のために資金を移動させるものであること。
- (iii) 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
- イ 受取人がその有する金銭債権に係る債務者に対し反対給付をする義務を負っている場合に、当該反対給付に先立って又はこれと同時に当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該反対給付が行われた後に当該受取人に当該資金を移動させるものでないこと。
 - ロ 受取人が有する金銭債権の発生原因である契約の締結の方法に関する定めをすることその他の当該契約の成立に不可欠な関与を行い、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人の同意の下に、当該契約の内容に応じて当該資金を移動させるものでないこと。

①については、債権者が一般消費者である場合には、利用者保護の必要性が高まることから¹³、受取人が一般消費者であることを要件として求めるものである（資金移動業府令第1条の2柱書）。なお、後述のとおり、資金決済法第2条の2の適用対象にならないことは、直ちに「為替取引」規制の対象にならないことを意味するものではないものの、令和2年資金決済法改正時の議論において、収納代行のうち「①債権者が事業者や国・地方公共団体であり、かつ、②債務者が収納代行業者に支払いをした時点で債務の弁済が終了し、債務者に二重支払の危険がないことが契約上明らかである場合」には、既に一定の利用者保護は図られているとして、「為替取引に関する規制を適用する必要性は、必ずしも高くないと考えられる」とされており、債権者が事業者等である収納代行サービスのうち上記要件を満たすものについては「為替取引」の規制対象とならないことが示唆されている¹⁴。

次に、②(i)として、収納代行業者が債務者等から弁済として資金を受け入れた時点までに債務者の債務が消滅しないものであることが定められている（資金移

¹³ 金融審議会・前掲注9)17頁。

¹⁴ 金融審議会・前掲注9)16頁。なお、金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告」（2025年1月22日）8頁脚注27において、国内において完結する収納代行については引き続き上記整理が妥当することが確認されている。また、現時点において、割り勘アプリ以外の国内完結型の収納代行で「為替取引」として規制の対象とすべきと考えられているサービスはないとされている（高橋編著・前掲注5)96頁）。

動業府令第1条の2第1号)。収納代行業者に支払う時点までに債務が消滅しない場合には、債務者は二重支払のリスクを負うことになることから、これを防ぐ趣旨で規定されたものである¹⁵。

②(ii)として、受取人が有する金銭債権が債務者に対する信用供与により発生したものであることが要件とされている(同条第2号)。典型的には、割り勘アプリのようなサービスがこれに該当すると考えられる。割り勘アプリとは、オンライン上で、債権者(宴会幹事)に代わって事業者が債務者(参加者)から債権の回収を行うサービスである。このようなサービスは、「サービス提供者は個人間の債権債務関係の発生事由に関与しておらず、単に資金のやり取りを仲介しているだけであり、その経済的な効果は、債権者が第三者であるサービス提供者に対して逆為替(取立為替)の依頼を行っている場合と同視しうる」ことや、「一般消費者である債権者・債務者双方がサービス提供者に対して信用リスクを抱えるおそれ」があることから、利用者保護の必要性が高いと指摘されている¹⁶。

②(iii)は、個人間の収納代行のうち、いわゆるエスクロー・サービスと、プラットフォーム等を運営する事業者が提供する代金収納サービス(以下「プラットフォーム型サービス」という。)について、資金決済法第2条の2の適用対象から除くものである(資金移動業府令第1条の2第3号)。

エスクロー・サービスとは、商品を売買する際に取引の安全を保証するサービスのことであり、第三者が、買主から売買代金を預かり、商品の引渡しが完了した場合に売主に対して代金を支払うといったサービスである。エスクロー・サービスについては、個人間における物品の売買等の取引に際し、当事者双方の同時履行を図ることにより、当事者間のトラブルの未然防止機能があり、「為替取引」規制を適用する必要性についての共通認識が得られていないことや、これまで社会的・経済的に重大な問題とされるような被害が発生していないことも踏まえ、令和2年資金決済法改正時の議論においては「引き続き検討課題とする」こととされた¹⁷。

プラットフォーム型サービスについては、個人間の商取引における売買等を成立させるためのプラットフォームを提供する等、受取人が有する金銭債権の発生原因である契約の成立に不可欠な関与を行う者が、受取人の同意の下、当該金銭債権の弁済としての資金の移動を行うものである。このようなサービスの場合、受取人は、債務者等が収納代行業者に対して支払を行った時点から資金を受け取るまでの間、収納代行業者に対する信用リスクを抱えることになるため、受取人の同意が要件

¹⁵ 高橋編著・前掲注5)91頁。

¹⁶ 金融審議会・前掲注9)17頁。

¹⁷ 金融審議会・前掲注9)18頁。

とされている¹⁸。

このような資金決済法第2条の2及び資金移動業府令第1条の2の定める要件をみると、債務者・債権者双方の抱える信用リスクを踏まえた利用者保護の必要性が重視されているものと考えられる。すなわち、個人間の収納代行サービスにおいて債務者が二重支払のリスクを負う場合（②（i））には「為替取引」に該当することとされており、債務者の抱える信用リスクへの考慮がなされているとともに、受取人が一般消費者であることや（①）、プラットフォーム型サービスに該当する要件として受取人の同意が求められていること（②（iii）ロ）等から、債権者の収納代行業者に対する信用リスクについても着目されている。

また、収納代行業者が金銭債権の発生原因である契約成立に不可欠な関与を行うプラットフォーム型のサービス（②（iii）ロ）や、原因取引に基づく当事者双方の債務の同時履行を図るエスクロー・サービス（②（iii）イ）が同条の対象から除かれているのに対して、個人間の債権債務の発生事由に関与しない割り勘アプリのようなサービスが適用対象とされており、収納代行業者の原因取引への関与の有無についても考慮されている。収納代行サービスは原因取引の存在を前提とするものであるところ、収納代行業者が原因取引に関与しない場合には、実質的な機能としては単なる送金サービスに近接することから、「為替取引」の評価の一つの要素として、原因取引への関与の有無に着目する趣旨と考えられる。

以上のとおり、収納代行サービスについては一定の範囲で「為替取引」に該当する行為が明確化されているものの、同条の規定は確認規定であるとされている¹⁹。この点に関し、事務ガイドライン上も、同法ないし資金移動業府令の要件に該当しないものが将来にわたって直ちに「為替取引」に該当しないことを意味するものではなく、事業者の行為が「為替取引」に該当するかは、その事業者が行う取引内容等に応じ、最終的には個別具体的に判断するとされており（事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係「14. 資金移動業者関係」）I－2）、収納代行サービスの類型に限っても「為替取引」に該当するか否かの線引きは必ずしも明らかになっていない。

（2）最高裁決定

ア 最高裁決定

「為替取引」の意義を判示した判例として、最三小決平成13年3月12日刑集55巻2号97頁（以下「平成13年最高裁決定」という。）が存在する。上記のとおり、

¹⁸ 金融庁『『令和2年資金決済法改正に係る政令・内閣府令案等』に関するパブリックコメントの結果等について』（2021年3月19日）No.77。

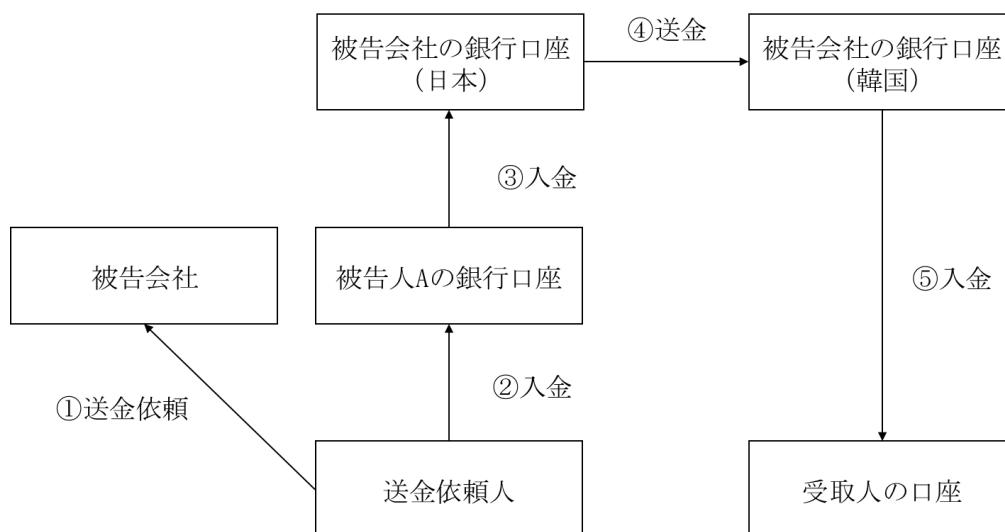
¹⁹ 金融庁・前掲注18）No.48。

「為替取引」の定義が法令等において明確にされていない中、その定義を最高裁として初めて示した決定として、今日においても「為替取引」の範囲を画する際に参照されている。そこで、まずは平成 13 年最高裁決定の内容を確認する。

(ア) 事案の概要

被告会社の代表取締役である被告人 A が、被告会社の業務に関し、1998 年 9 月 11 日ころから同年 12 月 30 日ころまでの間、前後 954 回にわたり、免許を受けないうで本邦内にある送金依頼人らから韓国内にある受取人らへの送金の依頼を受け、送金資金として本邦通貨を受領した上、直接現金を韓国内に輸送せずに、同国在住の共犯者 B に対し、同国内の被告会社に帰属する銀行口座の資金を用いて送金依頼人の指定する銀行口座等に送金受任額相当額を同国通貨で入金させたという銀行法違反の事案である（図 1 参照）。被告人らは、銀行法第 2 条第 2 項第 2 号にいう「為替取引」を行ったとして、無免許銀行業の罪により起訴された。なお、被告会社は、送金依頼を受けると、顧客に被告人 A 名義の銀行口座へ日本円を振り込ませ、小口の送金受任額を被告会社名義の銀行口座にいったん集約し、これを韓国の銀行の東京支店に開設した被告会社の口座に入金した上、その口座から引き出した現金を数百万円単位で被告会社に帰属する韓国にある銀行口座に電信送金してプール資金を作り、その後、韓国にいる共犯者 B にファクシミリで送金依頼人の氏名、送金受任額、送金先銀行口座等を連絡し、当該指定された銀行口座へ入金させていた。本罪の成否に関して、弁護人は、送金依頼人から受領した現金を日本国内にある正規の銀行に持参する等して現実に提供した上、日本国内にある正規の銀行（仕向銀行）に依頼して韓国へ送金してもらい、韓国内にある正規の銀行（被仕向銀行）に依頼して受取人への送金をしてもらったものであって、送金手続を代行したにすぎず、被告会社と日本国内にある正規の銀行との間の取引では現金の移動を伴っているから、「為替取引」には該当しない等と主張した。これに対し、第一審判決・原判決ともに被告会社の行為が「為替取引」に該当すると判示して、本罪の成立を認めた。

(図 1) 本件事案の取引概要



(イ) 最高裁決定の判示

最高裁は、「銀行法2条2項2号は、それを行う営業が銀行業に当たる行為の一つとして『為替取引を行うこと』を掲げているところ、同号にいう『為替取引を行うこと』とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいうと解するのが相当である」と判示した上で、「本邦内にいる送金依頼人らから、大韓国内にある受取人らへの送金の依頼を受け、送金資金として本邦通貨を受領した上、直接現金を大韓国内に輸送せずに、同国在住の共犯者 C（筆者注：上記(ア)における共犯者 B）に対し、ファクシミリで送金依頼人の氏名、送金受任額、送金先銀行口座等を連絡して支払方を指図し、同国内の被告会社に帰属する銀行口座の資金を用いて送金依頼人の指定する受取人名義の銀行口座等に送金受任額相当額を同国通貨で入金させた」行為が「為替取引を行うこと」に当たるとして、上告を棄却した。

(ウ) 位置付け

平成13年最高裁決定は、銀行法第2条第2項第2号にいう「為替取引を行うこと」の意義を従来の学説²⁰や裁判例²¹で示されていた説明と同様に理解した上で、無免許銀行業の罪の実行行為の範囲、すなわち対顧客取引（顧客から送金依頼を引

²⁰ 大蔵省銀行局内金融法令研究会編『新銀行法精義』（大蔵財務協会、1983）142頁、小山嘉昭『銀行法』（大蔵財務協会、1992）54頁等。

²¹ 横浜地判平成9年8月13日判タ967号277頁、東京高判平成10年9月29日東高刑時報49巻1～12号59頁。

き受けて送金資金を受領する取引)を行う場合のみならず、対顧客取引とその取引内容を実現するための遂行行為(銀行間取引及び受取人への支払)が一体となって1個の実行行為を構成する場合があることを明らかにしたものと理解される²²。判旨からは、「隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組み」や「資金移動の依頼の引き受け」という要素が「為替取引」であると認定されるために必要であることは確認することができるが、上記文言以上の具体的な内容や評価のメルクマール等は明確に読み取ることができない。そのため、平成13年最高裁決定の内容に関して様々な研究がなされているところであるが、この点は下記II1において詳述する。

イ 関連裁判例

(ア) 平成13年最高裁決定以前

平成13年最高裁決定以前より、下級審においても「為替取引」の意義を示すものが存在する。

① 横浜地判平成9年8月13日判タ967号277頁

被告人が中国にいる共犯者にファックスで受取人名等を指示することにより、中国にあらかじめ用意していた本邦通貨を中国にいる受取人に対して交付し、その後、送金依頼人に被告人らが管理する日本の銀行口座へ送金額と手数料を合わせた金額を振り込ませることにより海外送金を行った事案について、裁判所は、「為替取引とは、広く隔地者間における資金の移動を現金の輸送を行わずに実現する仕組みをいう」とし、「本件行為が為替取引に該当することは明らかである」と判示した。

② 東京高判平成10年9月29日東高刑時報49巻59頁

被告人が複数の依頼人から送金額及び手数料に相当する現金を集金し、その現金を香港の銀行の預金口座へ日本円で送金した上で、香港の共犯者らへ送金の指示をし、共犯者らが当該銀行の預金口座から資金を米国ドルで引き下ろし、当該資金で地金や電気製品等の品物を販売してネパールの通貨に換金した上、当該通貨をプール金として用意し、当該プール金の中から受取人に現金を渡したという事案について、裁判所は、「『為替取引』とは、隔地者間で直接現金の送付を伴うことなく資金を移動する仕組みにおいて、この為替の作用を有する取引行為を包括的に指すもの」と判示し、上記送金行為は「為替取引」に該当すると判断した。

(イ) 平成13年最高裁決定以降

平成13年最高裁決定以降においても、「為替取引」への該当性が問題となった裁判例が登場している。それらのうち、本検討の参考となるものを挙げると以下の

²² 大場亮太郎「判批」警察学論集54巻12号191～192頁、黒川弘務「判批」研修645号29頁、平木正洋「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇平成13年度』(法曹会、2004)51頁。

とおりである²³。

- ③ 東京高判平成 25 年 7 月 19 日判タ 1417 号 113 頁（以下「平成 25 年東京高判」という。）

送金を依頼した顧客に日本国内に開設した Y 社名義の銀行口座へ入金させ、その後、銀行の為替取引システムを利用して、当該入金された金員を Y 社と連携する Z の取引銀行の口座へ送金した上で、Z 社を通じて顧客の指定する海外の口座へ当該金員を送金するという集金代行業務及び資金移動業務が「為替取引」に該当するか否かが問題となった事案²⁴について、平成 13 年最高裁決定が示した「為替取引」の意義に関する判示を敷衍した上で、銀行法の趣旨について「隔地者間の資金授受の媒介をするに当たり、媒介となる機関において、直接現金を輸送することなく隔地者への支払等を確実にするための資金手当のシステムを確立するなど、利用者（顧客）との間で高度の信用を保持できる体制を構築することが求められていることから、十分な信用を持たない者が当該取引を行えないようにすることにより、利用者（顧客）を保護し、かつ、金融の円滑の確保を図ることにある」と述べた上で、「このような銀行法の趣旨に鑑みると、依頼人の資金を依頼人に代わって受取人に送金するようないわゆる送金代行業務は、銀行法にいう『為替取引』には該当しない」と判示し、平成 13 年最高裁決定との関係に関しても、「（平成 13 年最高裁決定の事案は）上記のような送金代行業務を取り扱ったものではないから、このように解しても、上記最決に反することにはならない」と述べた。

加えて、本件事案の評価について「依頼人の金員を一旦、控訴人（筆者注：Y 社）が管理する本件口座に入金させるものの、その後は、銀行の為替取引システムを

²³ その他の裁判例として、横浜地判平成 15 年 12 月 25 日判タ 1177 号 348 頁（被告人が送金依頼人から送金依頼を受けてこれを引き受け、中国にいる共犯者に対して送金の指示を行い、当該共犯者が保管する現金の中から本邦通貨で手渡しにより受取人に資金を交付させ、その後、送金依頼人に被告人らが管理する他人名義の銀行口座へ送金受任額と手数料を本邦通貨で入金させたという一連の行為につき無免許銀行業の罪の成立を認めたもの）、名古屋地判平成 16 年 7 月 6 日（Westlaw Japan 文献番号 2004WLJPCA07069007）（被告人が送金依頼人から送金依頼を受けてこれを引き受け、送金受任額に手数料を含めた金額の金員を受領した上、送金指定国に所在する共犯者に対して支払の指示を行い、当該共犯者が保管する現金の中から手渡しにより受取人に資金を交付させたことにつき無免許銀行業の罪の成立を認めたもの）が存在する。なお、これら裁判例においては、「為替取引」の意義等に関する説示は特になされず本罪の成立が認められている。

²⁴ なお、平成 13 年最高裁決定は、無免許銀行業の罪の成否との関係で「為替取引」該当性が問題となったのに対し、本件はあくまで民事上の請求との関係で法令（銀行法、資金決済法）違反が争点となったという点でも違いが存在する。

利用して、基本的に、上記金員を依頼人の指定する口座に移動させる業務を行っていたものであり、このような業務は、控訴人（筆者注：Y社）及びZ社において独自に資金手当のためのシステムを確立する必要はないものである」ことを理由に「為替取引」に該当しないと判断した。

④ 東京地判平成25年11月26日(Westlaw Japan 文献番号 2013WLJPCA11268025)

顧客に入金させた金員を日本国内のY社名義の銀行口座から顧客の指定する海外の口座へ銀行の為替取引システムを利用して送金するという業務が資金決済法上の資金移動業に該当するか否かが問題となった事案²⁵について、「A銀行とB銀行との間の為替取引を利用しているものにすぎないのであって、Y社が独自に為替取引を行っていたものとはいえない」として、資金決済法上の資金移動業には該当しない旨判示した。

⑤ 東京地判平成25年12月19日(Westlaw Japan 文献番号 2013WLJPCA12198017)

（以下「平成25年東京地判」という。）

顧客に入金させた金員を日本国内のY社名義の銀行口座から顧客の指定する海外の口座へ銀行の為替取引システムを利用して送金するという業務が「為替取引」に該当するか否かが問題となった事案²⁶について、「被告の送金代行業務は、A銀行とB銀行との間の為替取引を利用しているものにすぎないのであって、被告が独自に為替取引を行っていたものとはいえない。そして、銀行法が、為替取引を銀行業の内容の一つとし、免許制の対象としたのは、隔地者間の資金授受の媒介をするに当たり、媒介となる機関において、直接現金を輸送することなく隔地者への支払等を確実にするための資金手当のシステムを確立するなど、利用者との間で高度の信用を保持できる体制を構築することが求められることから、十分な信用を持たない者が当該取引を行えないようにすることにより、利用者を保護し、かつ、金融の円滑の確保を図ることにあると解される。このような銀行法の趣旨に鑑みると、依頼人の資金を依頼人に代わって受取人に送金するようないわゆる送金代行業務は、銀行法にいう為替取引には該当しないというべきである」として、上記業務は銀行法上の「為替取引」には該当しないと判示した。

このように、平成13年最高裁決定以前の裁判例である①と②について、基本的には当該決定の判断の域を超える解釈は示されていないと考えられる一方で、当該決定後の裁判例である③から⑤は、送金依頼人から受領した資金を、銀行における口座間送金を利用して、そのまま受取人の口座に着金させる業務（裁判例では集金代行業務や送金代行業務と称されている）については、事業者自らが「資金手当のシステム」を確立し

²⁵ 民事上の請求との関係で資金決済法の違反が争点となった事案である。

²⁶ 民事上の請求との関係で銀行法の違反が争点となった事案である。

ているとは言えないことを理由に、当該決定の考え方に照らしても「為替取引」に該当しないと解釈を示すものとして、一定の意義を有するものと考えられる。

3 小括

「為替取引」に関する金融規制法の条文構造並びに判例及び裁判例を踏まえた整理は以上のとおりである。これらの一連の判断や解釈については、「為替取引」の外延を明確にする契機が含まれているものと思われる。そこで、以下では、「為替取引」に関する従来の先行検討を分析した上で、「為替取引」該当性の判断に際して考慮すべき着眼点を示す方向性での検討を試みる。

II 「為替取引」に関する検討の枠組み

1 先行検討

(1) 概要

「為替取引」に関しては各種の先行検討があり、例えば、平成 13 年最高裁決定に関するもの²⁷、銀行法に関連する解釈論を述べるもの²⁸、資金決済法に関連する解釈論を述べるもの²⁹、具体のサービスに関する検討を行うもの等がある³⁰。本章においては、これらの先行検討を踏まえ、II 2 において述べる本ペーパーにおける実務検討の枠組みにおいて参考になる着眼点を例示的に挙げる。

(2) 「隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組み」の有無に着目するアプローチ ア 「資金の付け替え」が必要とする見解

²⁷ 大場・前掲注 22)184 頁、黒川・前掲注 22)19 頁、平木・前掲注 22)40 頁。

²⁸ 西原寛一『銀行法解説』（日本評論社、1928）19～20 頁、大蔵省銀行局内金融法令研究会編・前掲注 20)142 頁、小山・前掲注 20)54 頁、岩原紳作『電子決済と法』（有斐閣、2003）539 頁、池田唯一＝中島淳一監修・佐藤則夫編著・本間晶＝笠原基和＝富永剛晴＝波多野恵亮著『銀行法』（きんざい、2017）68～69 頁、小山・前掲注 4)64 頁、平岡克行「銀行法 2 条 2 項における「為替取引」概念に関する考察(2)」早稲田法学会誌 67 巻 1 号 417～419 頁。

²⁹ 高橋康文編著『詳説 資金決済に関する法制』（商事法務、2010）147～152 頁、高橋編著・前掲注 5)210 頁、佐野史明『詳解デジタル金融法務（第 2 版）』（きんざい、2024）144 頁以下、市古裕太『デジタルマネービジネスの法務』（商事法務、2024）518 頁等。

³⁰ 藤池智則「事業会社による決済サービスにかかる公法上の規制の検討」金法 1631 号 20 頁以下、片岡義広「決済と銀行法の『為替取引』の概念についての試論」金法 1841 号 41 頁以下、久保田隆「『為替取引』概念と収納代行サービス」金法 1847 号 29 頁以下、小田大輔「CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）の適法性に関する考察」金法 1820 号 38 頁以下、堀天子『実務解説 資金決済法（第 5 版）』（商事法務、2022）7～19 頁、45～46 頁及び 49～50 頁等。

(ア) 概要

「隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する」の解釈につき、「為替取引」といえるためにはいわゆる「資金の付け替え」、すなわち、仕向銀行の資金とは別個の資金により受取人に対して依頼に係る資金の交付を行うことが必要であるとの見解³¹が存在する。当該見解は、支払資金の原資について、平成 13 年最高裁決定の第一審判決及び原判決並びに平成 13 年最高裁決定以前の裁判例においても「プール資金」、「保管する現金の中から」、「あらかじめ準備していた日本円の資金の中から」等の認定がなされていることを根拠とする³²。また、「為替取引」の保護のため、十分な信用を持つ者でなければ、隔地者間の資金の授受の媒介のように重要な経済的機能を行わせるべきではないという「為替取引」規制の趣旨についても言及し、かかる観点からも資金の付け替えが必要であると説明する³³。

この見解による場合、資金の付け替えを行わずに依頼人から受領した資金を受取人へ交付するような取引については、直接現金を輸送することと同様に受取人への支払を確実にさせるための高度の義務は存在せず、加えて、受取人への不払いのリスクについては保険その他の方法で回避することが可能であるため、当該取引を銀行法が保護すべきものではないものとして、「為替取引」には該当しないと説明される³⁴。また、「為替取引」の保護のため、十分な信用を持つ者でなければ、隔地者間の資金の授受の媒介のように重要な経済的機能を行わせるべきではないことも理由とする。

(イ) 反対意見

当該見解に対しては、プール資金を作ったのは、あくまで利益をより上げるため

³¹ 大場・前掲注 22)189 頁、黒川・前掲注 22)26 頁。

³² 平成 25 年東京高判は、依頼人の資金を依頼人に代わって受取人に送金するようないわゆる送金代行業務について、「独自に資金手当のためのシステムを確立する必要はないものである」ことを理由に「為替取引」に該当しない旨判示している。また、平成 25 年東京地判も「為替取引」を行う業者において「直接現金を輸送することなく隔地者への支払等を確実にするための資金手当のシステムを確立する等、利用者との間で高度の信用を保持できる体制を構築することが求められること」に言及している。これらの諸判示を踏まえると、平成 13 年最高裁決定以降の裁判例においても「資金の付け替え」という要素がメルクマールとして位置付けられていることが窺われる。

³³ 大場・前掲注 22)188～189 頁。

³⁴ なお、上記見解を前提とした場合、「資金の付け替え」の該当性をどのように判断すべきかが問題となる。この点、大場・前掲注 22)189 頁は、「資金の付け替え」には該当しないといえるためには、仕向銀行が被仕向銀行に対して、依頼人から預かった資金を被仕向銀行へ送金するとともに、当該送金から受取人に支払えという趣旨の依頼を行い、当該依頼に従って受取人へ支払が行われるシステムであることが必要と説明する。

の手段にすぎず、その要素は本質でないとする指摘³⁵、プール資金の存在がなぜ経済的に重要な資金授受の媒介に結び付くのか、「為替取引」規制の適用を決する解釈指針となるのかを十分に説明できていない点やプール資金を利用しない資金移動が一律に「為替取引」から除外されてしまうことの問題を指摘する等の反対意見³⁶が見受けられる。

イ 「信用秩序に影響の大きい仕組み」に限定する見解

(ア) 概要

平成 13 年最高裁決定が示した「仕組み」について、銀行の資金決済システムの円滑な運営が阻害され、システミック・リスクが顕在化する事態を防止するという銀行法の目的に照らし、「国際的にも多用される『信用秩序に影響の大きい仕組み (systemically important system)』という言い換えが可能」であり、「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せず資金を移動する信用秩序に影響の大きい仕組み」を利用する取引のみが「為替取引」に該当するという見解³⁷が存在する。

(イ) 反対意見

当該見解に対しては、「信用秩序に与える影響 (システミック・リスク)」の大きさを基準として「為替取引」該当性を判断することとなるが、かかる基準に従った判断は極めて困難であるという指摘や、システミック・リスクの程度として全銀システム等の銀行間決済システムに匹敵するレベルのものを要求することに問題があるという指摘³⁸がなされている。

(3) 「依頼」の有無に着目するアプローチ

ア 概要

収納代行等に関し、「利用者が収納代行業者に現金を支払いまたはその預金口座に振込をした段階で、利用者の収納委託業者に対する売買取引債務は弁済により消滅し決済が完了し (弁済受領権限者による弁済金の代理受領)、その後は収納代行業者自らの加盟店 (収納企業) に対する収納委託契約に基づく弁済金にかかる受取物引渡債務 (民法第 646 条第 1 項) の履行行為が残るにとどまるのであるから、法的には収納代行業者は利用者から収納委託業者へ『資金を移動することをその内容とする依頼』を受けて」いないことを理由に、収納代行等は「為替取引」に該当しないとす

³⁵ 後藤紀一「判批」金法 1652 号 9 頁。

³⁶ 平岡克行「銀行法 2 条 2 項における『為替取引』概念に関する考察(1)」早稲田法学会誌 66 巻 2 号 454～455 頁。

³⁷ 久保田・前掲注 30)29～30 頁。

³⁸ 平岡・前掲注 36)452～453 頁。

る見解³⁹が存在する。

なお、CMS（Cash Management System）における CCP（Central Counterparty）に位置づけられる企業体による各種グループ会社との間の債権債務のネット尻決済について、確かに資金移動を伴うものの、自らが有する債権の弁済を受け又は自らが負担する債務の弁済を行うことに過ぎず、顧客から「資金移動を内容とする依頼」を引き受けて行うものではなく「為替取引」に該当しないとする見解⁴⁰も上記見解と軌を一にする考え方といえる。

イ 反対意見

当該見解に対しては、非常に技巧的な説明であるという指摘⁴¹や、平成 13 年最高裁決定が「依頼を受けて」の文言を付け加えた理由は、あくまで処罰範囲を対顧客取引のみを行う者にまで拡大させる点にあり、「為替取引」の要件を設定したものではないこと、また「為替取引」の規制を及ぼすか否かは、資金移動の経済的実態及び利用者への影響とその法律関係を基準に判断すべきであることから、依頼の有無を基準に「為替取引」該当性を判断するのは適切ではないという指摘⁴²がなされている。

(4) リスクに着目するアプローチ

ア 信用リスクに着目する見解

「銀行の預金業務と決済・資金移動サービスでは、預金者・利用者から預かった資金を預金者・利用者に払戻し・送金することができるか、すなわち、受信行為に伴う銀行・資金仲介者の信用リスク（倒産リスク）が債権者（預金者または利用者）にとって問題となる」という資金移動と預金業務の経済的機能・実態、及び「我が国では一般公衆を保護するために旧銀行法時代から『みなし銀行（業）規定』が存在し、同様に、出資法も銀行以外の者が『預り金』を行うことを広く禁止してきた」という法制度を踏まえれば、「銀行業として規制される『為替取引』とは、『受信行為の伴う資金移動』全般を指す概念と捉えられる」という見解⁴³が存在する。

なお、当該見解も、「為替取引」を「受信行為の伴う資金移動」と捉えることにより規制対象が広範となりすぎ、多くの不合理な結果を生んでしまう点を指摘しており、海外法令を参考に、サービスの利用実態を踏まえつつ法規制の必要がない資金移動

³⁹ 藤池・前掲注 30)20～21 頁、片岡・前掲注 30)43 頁、中崎隆「新しい決済サービスにかかる法的規制のあり方」金法 1847 号 35 頁等。

⁴⁰ 小田・前掲注 30)39 頁。

⁴¹ 渡邊雅之＝中崎尚「『為替取引』再考（上）－『決済に関する論点の中間的な整理について』を受けて－」金法 1830 号 13 頁。

⁴² 平岡・前掲注 36)451 頁。

⁴³ 平岡・前掲注 28)417～419 頁。なお、当該見解に対する明確な反対意見は現時点において確認されていない。

サービスを選別の上、これらを「為替取引」の規制対象外とする適用除外規定を設ける必要性を併せて指摘している。

イ 信用リスク及びオペレーショナルリスクの双方に着目する見解

資金決済法の立案担当者が執筆した書籍においては、「経済的信用」に着目して、平成13年最高裁決定が判示する「仕組み」があるものとして「為替取引」該当性を肯定する議論がなされており、例えば、以下のような記述が挙げられる⁴⁴。これらの着眼点は、資金仲介者（送金事業者）の信用リスクやオペレーショナルリスクを考慮のうえ「経済的信用」の有無により「為替取引」該当性を判断するものと考えられる。

- ・ 「プール資金があれば『仕組み』があると判断されるが、プール資金がない場合に直ちに『仕組み』がないと判断されるのではない」
- ・ 「隔地者間の資金移動を現金の輸送なく（依頼人の資金を利用することなく）行うことができるのは、資金仲介者が、各地で資金の受取人に対して交付すべき資金を用意することができるためであり、…このようなプール資金があれば『仕組み』があると判断される」
- ・ 「資金仲介者が、受け取った金銭を銀行口座に入金する場合であっても、例えば、複数の者から複数の者に対する資金移動のため入出金に資金の仕分け作業が必要となる場合や、資金仲介者がバーチャルな口座を設け、送金依頼人の口座から受取人の口座に記録の移転を行い、受取人が送金依頼人となってその口座から別の受取人の口座に記録の移転を行うような場合も考えられる。このような場合には、各地で用意されたプール資金がないとしても、資金仲介者のオペレーショナルリスク等によって利用者が損害を被るおそれがあり、資金仲介者に『経済的信用』が求められると考えられることから『仕組み』にあたると思われる」

また、「為替取引を銀行の排他的業務とした意義は、第一に、資金移動の途中で資金を預かっている者の倒産によって受取人が資金を受け取れなくなったり、送金人が送った資金を喪失する危険を防ごうとするものであった。すなわち、隔地間の資金移動サービス提供者の受信機能に伴う、同提供者の信用リスクを原因とする利用者の損失を防ぐことにあった…。第二に、同サービス提供者が適切に資金移動を執行し、資金移動（決済）システムが円滑に機能するように図ったものである」として、信用リスクとオペレーショナルリスクを挙げる見解もある⁴⁵。

ウ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクも加味する見解

⁴⁴ 高橋編著・前掲注29)147頁以下。同書は、「為替取引」が規制される理由について、「経済的信用の保護（より具体的には、信用リスク、オペレーショナルリスク等に対する利用者（送金依頼人（支払人）、受取人）の保護、資金仲介者の破綻等による社会的、経済的な影響の防止）」と述べる（166頁）。

⁴⁵ 岩原・前掲注28)573頁。

次に、昨今の傾向として、「為替取引」に関するリスクとしてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク（以下「ML/FT リスク」という。）を挙げるものもある。具体的には、金融行政上の着眼点を示すものとして、以下のものが挙げられる。

- ・ 「海外に所在する者との間での支払いを伴う収納代行については、代金引換を含め、金銭債権を有する債権者から委託又は債権譲渡を受けて債務者から資金を受受し、当該資金を直接輸送することなく債権者に移転させる典型的な収納代行と比較して、資金の流れが複雑であること等により、類型的に利用者保護上の問題が生じるリスクやマネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスク等が高く、為替取引に関する規制を適用する必要性が高い」⁴⁶
- ・ 「詐欺事案や違法賭博における送金に関して、クロスボーダー収納代行が悪用された事例では、その資金の追跡が困難となる。…資金移動業の登録により、犯罪収益移転防止法の適用を通じて適切な監視を及ぼすことが可能となり、外為法・国外送金等調書法といった国際送金を行う業態に課される規制も適用されることとなる」⁴⁷
- ・ 「クロスボーダーの資金移動が収納代行の形で行われることで、違法行為につながる取引がなされるおそれや、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与のおそれ…があることを踏まえれば、FSB による勧告で指摘されているリスクへの対応を適切に実施するとともに、支払人・受取人を適切に保護する必要がある」（金融安定理事会 (FSB) が 2024 年 12 月 12 日付で公表した「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告：最終報告書」においては、「同じ活動・同じリスクには同じ規制を適用する」との原則に基づき、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等のリスクに対して比例的な規制・監督が求められているところ、同報告書に挙げられているもの）⁴⁸

(5) その他のアプローチ

実務的な視点として、「決済」という特性に着眼するアプローチもある。すなわち、資金移動により原因関係の債権債務が清算される「決済」と、原因関係と独立して行われる無因の資金移動とは区別され、後者のみが「為替取引」に該当するとする⁴⁹。この見解の中には、当該見解の根拠として、原因関係から独立した無因の資金移動は、原因関係と一体となった資金移動である「決済」と比較して信用秩序に与える影響（システ

⁴⁶ 金融行政モニター「主なご意見」34 番。

⁴⁷ 資金決済等 WG（第 4 回）資料 1「事務局説明資料」10 頁（2024 年 11 月 7 日）。

⁴⁸ 金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告」（2025 年 1 月 22 日）8 頁。

⁴⁹ 片岡・前掲注 30)36 頁以下、中崎・前掲注 39)33 頁以下。

ミック・リスク) に違いがある点を挙げるものがあるが⁵⁰、これに対しては、銀行の行う資金移動が無因と構成されるのは、銀行の便宜を図ることで利用者を含む決済システム全体の費用を削減するという政策的な考慮によるところ、無因の資金移動のみがシステムミック・リスクを有すると考えるのは論理の飛躍があるといった指摘がなされている⁵¹。

(6) 小括

上記のとおり、学説等においては、主に平成 13 年最高裁決定が示した「為替取引」の定義を参照しつつ、その内容をさらに具体化・限定化させる解釈論が展開されている。しかしながら、いずれも確立した見解として支持されるには至っていない。かかる議論状況を踏まえると、現在における平成 13 年最高裁決定に関する解釈の到達点としては、「隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組み」や「資金移動の依頼の引き受け」という事実認定及び法的評価が必要であるという限度にとどまり、それらの認定に当たっては、結局、様々な要素を加味して事案ごとに総合考慮するほかないように思われる。そのため、「為替取引」該当性を判断する際の着眼点を示すに当たっても、いずれかの要素を重視するのではなく、従来の各種の議論を踏まえつつ、「為替取引」の外延に予測可能性を与えることのできる実務対応の目線を示すことが重要と考えられる。

2 実務検討の枠組み

(1) 検討の方向性

上記 1 のとおり、「為替取引」の解釈について論じる学説等を大別すると、(i)「資金を移動する仕組み」の有無に着目するアプローチ、(ii)「資金移動の依頼」の有無に着目するアプローチ及び (iii)「為替取引」によって生じ得るリスクに着目するアプローチに区分できると考えられるところ、上記 (i) 及び (ii) は、いずれも特定の行為類型に限って「為替取引」の該当性を肯定し、あるいは否定するものであるが、当該特定の行為類型が「為替取引」の該否（あるいは「為替取引」の規制の要否）の分水嶺となる合理的根拠が必ずしも明確でないように思われる。例えば、(i) のアプローチのうち、「資金の付け替え」が必要とする見解は、資金の付け替えを伴わない取引であれば（直接現金を輸送することと同様に）受取人への支払を確実にさせるための高度の義務が存在しないこと及び受取人への不払リスクは保険その他の方法で回避可能であることを論拠とするが、なぜ高度の義務が不要となり、不払リスクを考慮しなくて良いかが必

⁵⁰ 中崎・前掲注 39)34 頁。

⁵¹ 高橋編著・前掲注 29)160 頁、平岡・前掲注 28)392 頁。

ずしも判然としない⁵²。また、(ii)の「資金を移動することを内容とする依頼」の有無に着目するアプローチも、収納代行業者のように委託元（収納企業）に対する債務（弁済金の引渡債務）の弁済又は履行行為であることを理由に「資金移動の依頼」がないことを論拠とするが、なぜ自己の債務の履行であれば当該依頼がないと評価できるかは自明でない。

これに対して、(iii)「為替取引」によって生じ得るリスクに着目するアプローチは、「為替取引」が規制手段として用いられている金融規制法（銀行法や資金決済法）の目的に照らして、保護すべき法益と当該法益侵害のリスクの有無及びその程度を個別具体的に検証のうえ、「為替取引」該当性を判断することになるため、「為替取引」の外延を画するうえでも実務的な指標として一定機能するものと考えられる。また、かかるリスクに着目して規制を導入するアプローチは、同じ活動、同じリスクには同レベルの規制・監督が適用されるべきとの金融安定理事会（FSB）が提唱する国際的な考え方⁵³にも通ずるものといえる。

そこで、以下では、まず、(A)「為替取引」の該当性を判断するうえで考慮すべきリスクの内容及び当該リスクが「為替取引」該当性に与える影響について検討を行ったうえで、(B)当該リスクの性質に照らして「為替取引」の規制を及ぼす必要性の低い取引領域の抽出について検討を行うこととする。

(2) 検討すべきリスクの内容

ア 信用リスク

(ア) リスクの内容

信用リスクとは、送金人から送金資金を受け取った対象事業者が倒産手続等が開始されることにより、受取人が本来受け取るべき資金又は送金人が対象事業者から返還を受けるべき資金の引渡しが困難になるリスクを指す（なお、支払遅延リスクについては、支払時期は遅延するものの、想定した金額の受領は可能となるため、下記イのオペレーショナルリスクとして評価すべきものである）。信用リスク

⁵² また、上記 (i) のうち「信用秩序に影響の大きい仕組み」に限定する見解によれば、信用秩序に影響の大きい仕組みを構築する場合のみ「為替取引」該当性を肯定することになるが、かかる見解によると、消費者向けの小口送金サービスを提供する事業者の行為はもれなく「為替取引」に該当しないとの極端な帰結となり、実務上の指針として機能しないものと考えられる。

⁵³ 金融安定理事会（FSB）「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告：最終報告書」（2024年12月12日）、金融安定理事会（FSB）「『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視－最終報告とハイレベルな勧告」（2020年10月13日）等。

が顕在化する場合、下記（イ）のとおり、送金人又は受取人が直接に経済的損失を被ることになるため、「為替取引」の当事者の財産権保護等の観点からも、信用リスクの発生は重大なものと位置付けて検討する必要がある。

（イ） 「為替取引」該当性に対する影響

信用リスクは、その影響の重大性に鑑み、「為替取引」の本来的な規制趣旨とも評価できるものであり⁵⁴、「為替取引」の判断に際しては、規制趣旨の中で最も重視すべき考慮要素と評価することが適切と考えられる。そのため、「為替取引」該当性の個別具体的な検討においても、信用リスクの有無を出発点として検討を進めることが有益であると思われる。

イ オペレーショナルリスク

（ア） リスクの内容

オペレーショナルリスクは、上記ア（ア）のとおり、支払の複雑性等に起因する支払過誤や遅延等のリスクと捉えられてきた。一般論としては、金融業の安定的な遂行のためにオペレーショナルリスクへの対応が重要であることは否定できないと思われる。

具体的には、資金を送金人から受領した上で受取人に対して引き渡す一連の行為に関し、依頼内容と齟齬する内容（金額齟齬や受取人齟齬等）の資金移動を行ってしまうリスクや資金移動が依頼内容よりも遅延するリスク等が想定されてきた。これらのリスクが顕在化した場合、資金の受取りを期待する受取人の業務に重要な影響を及ぼす可能性があり、また、送金人が期待する決済が完了しない可能性も生じることになる。そのため、これらのオペレーショナルリスクへの考慮は政策論として当然に検討する必要がある。その上で、従来の議論との関係では、資金の移動に関する仕組みが複雑になることに起因してオペレーショナルリスクが高まる傾向があるという議論が行われてきたものと思料される⁵⁵。これらの議論は、国内の資金決済システムの担い手である銀行その他の預金取扱金融機関には妥当するものであろうが、資金の移動を伴う行為全般に妥当するかについては別個の検討を要するものと思われる。例えば、大規模な資金移動を対象とする金融システム全体に影響を与える送金事業と少額の資金移動のみを対象とするリテール向けの送金サービスでは、検討の視点が異なることもあると考えられる。

（イ） 「為替取引」該当性に対する影響

オペレーショナルリスクを「為替取引」該当性の評価との関係においてどのように位置付けるかは必ずしも自明のことではない⁵⁶。例えば、銀行のような伝統的な

⁵⁴ 岩原・前掲注 28)539 頁以下。

⁵⁵ 高橋編著・前掲注 29)146 頁、岩原・前掲注 28)539 頁。

⁵⁶ 小山・前掲注 4)145 頁。

金融機関を想定した場合、支払過誤や遅延等が発生した場合、金融システムの安定性に大きな影響が生じ、システム・リスクに波及する可能性があるため、「為替取引」としての規制の強度は高まるものと考えられる。他方、これら金融機関以外の者が行う資金移動サービスについては、金融システムの安定性に直ちに影響を与えるものではないことも加味したうえで、当該サービスに内包されるオペレーショナルリスクの内容と保護法益の侵害の程度を比較検討しつつ個別具体的な検討を行うことが必要と考えられる。

例えば、信用リスクが生じない立替払スキームに関し、オペレーショナルリスクだけを強調して「為替取引」とする議論を行う場合、その外延が不当に拡大する可能性もあり、慎重な検討を要するものと考えられる⁵⁷。

ウ ML/FT リスク

(ア) リスクの内容

近年の金融犯罪の多様化・巧妙化等により、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与への対応の重要性が以前にも増して高まっている⁵⁸。そのため、ML/FT リスクを特定し適切に対応することは、金融分野におけるマネー・ロンダリングの排除を実現し、金融システム全体の健全性等を確保するために極めて重要な要請であることは前提として異論のないところと思われる。

昨今の「為替取引」を巡る ML/FT リスクの評価について、国家公安委員会が策定した犯罪収益移転危険度調査書（令和 6 年 11 月）では、預金取扱金融機関が行う内国為替取引に関して「現金の移動を伴わない安全かつ迅速な決済を可能とするもので、…このような…特性は、…架空・他人名義口座を利用すれば匿名性の確保も可能となるため、内国為替取引はマネー・ロンダリング等の有効な手段となり得る」とされ（109 頁）、資金移動業者が行う資金移動サービスに関しては「外国の多数の国へ送金が可能なサービスを提供する…、高額の為替取引を行うことが可能となる…等を踏まえれば、マネー・ロンダリング等の有効な手段となり得る」との評価がなされており（143 頁）、現金の移動を伴わずに国内外の資金移転が可能となる取引の特性に着目して、ML/FT リスクの高い類型として位置付けている。さらに、上記 1 (4)ウのとおり、金融当局は、海外に所在する者との間での支払を伴う収納代行につき「典型的な収納代行と比較して、資金の流れが複雑であること

⁵⁷ なお、電子決済等代行業のように送金指図の伝達に係る誤処理等のオペレーショナルリスクに焦点を当てて規律を設ける例もあり、立法論としてのオペレーショナルリスクに対する規制の在り方として、オペレーショナルリスクの具体的な内容に着眼した「為替取引」以外の規律を設けることも選択肢となり得るものと思われる。

⁵⁸ 金融庁「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（2021 年 11 月）、「マネー・ロンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題」（2025 年 6 月）等。

等により、類型的に…マネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスク等が高」と指摘しており⁵⁹、海外送金を中心にリスクの高さが指摘されているところである。さらに、令和 7 年資金決済法改正により、クロスボーダー収納代行について「為替取引」に該当する方向で資金移動業の規制を適用することになるところ、その目的の一つとして ML/FT リスクが考慮されている。そこで、「為替取引」該当性を判断する際の要素として、かかる ML/FT リスクを考慮することの是非が問題となり得る。

(イ) 「為替取引」該当性に対する影響

以上のとおり、「為替取引」に該当する類型の行為に関し、ML/FT リスクへの対応は重要な位置付けを有するものとして捉えられている。

しかしながら、下記の事情を考慮すれば、ML/FT リスクの有無及び高低を「為替取引」該当性を判断するための要素と位置付けることは慎重な検討を要するものと考えられる。すなわち、上記アのとおり、「為替取引」の規制趣旨として重要視されていたのは信用リスクであることを考慮すれば、ML/FT リスクを「為替取引」該当性の評価に用いることは必ずしも自明のことではない。また、令和 7 年資金決済法改正についても、ML/FT リスクのみを重視しているわけではなく、あくまで信用リスクや国際的な要請⁶⁰、違法な送金行為の防止等の複合的な観点から政策的にクロスボーダー収納代行に対して「為替取引」としての規制を及ぼすこととしたものと評価できる⁶¹。ML/FT リスクを「為替取引」の判断要素として用いるためには、「為替取引」の規制趣旨に立ち返った論証（例えば、ML/FT リスクの低減を「為替取引」の規制目的に含めるのであれば、当該目的達成と均衡した手段（規制内容）になっているか（いわゆる比例原則）の検証等）が必要な状況にあり、現時点において、「ML/FT リスクが高いこと」を過度に重視して「為替取引」と評価することには慎重な検討を要するものと考えられる。

また、「為替取引」該当性とは別の視点として、「資金」の移転が生じる場合において、当該資金の移転に孕む ML/FT リスクを横断的に低減すべきことも重要な課題である。この点に関しては、(ML/FT リスクとは異なる規制趣旨を含む)「為替取引」の規制により規律するのではなく、ML/FT リスクの高低を考慮した別種の規制の在り方を検討することも有益ではないかと思われる。例えば、クロスボーダー収納代行については、令和 7 年資金決済法改正のように「為替取引」に係る規

⁵⁹ 金融行政モニター・前掲注)46。

⁶⁰ 金融安定理事会（FSB）「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告：最終報告書」（2024 年 12 月 12 日）。

⁶¹ 金融審議会・前掲注 48)8 頁、金融庁「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案 説明資料」（2025 年 3 月）5 頁。

制を適用するのではなく、「届出制」等を設け、ML/FT リスクに焦点を当てた行政上適切な目配りを行うことを可能とする制度の導入といったアプローチも検討に値すると思われる⁶²。

(3) 「為替取引」規制を及ぼす必要性の低い取引領域の抽出

ア 「為替取引」規制を及ぼす必要性が低い取引領域の抽出の必要性

資金の移動を伴うサービスは、資金仲介者がサービス利用者から資金を授受することによって、資金の交付人又は受取人が当該資金仲介者の信用リスクを負担することが想定されるため、上記(2)に基づき資金仲介者の信用リスクを踏まえて「為替取引」の該当性を判断するアプローチを採るに当たって、信用リスクの有無のみに依拠すると、「為替取引」に該当する範囲が不合理に拡大するおそれがある。「為替取引」規制について定めた銀行法が「金融の円滑を図る」ことを、資金決済法が「資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、…当該サービスの提供の促進を図る」ことを目的に含むものであること（銀行法第1条、資金決済法第1条）を踏まえると、資金の移動に伴う資金の交付人又は受取人による資金仲介者の信用リスクが金融（資金決済）サービスに由来するものでない場合には、金融規制としての「為替取引」規制を及ぼすには慎重な検討を要するものと思われる。また、前述のとおり、資金仲介者の信用リスクからの利用者の保護が「為替取引」規制の本来的な規制趣旨であるとするれば、「為替取引」規制の及ぶ範囲を検討するに当たっては、資金仲介者の信用リスクを負担する者の保護の必要性の程度も考慮すべきものと考えられる。信用リスクに着目する見解（上記1(4)ア及びイ）を採用する論者も、社会通念上、資金移動の依頼を受けて送金を行うものでない取引領域を認め⁶³、また、サービスの利用実態に照らして法規制の必要がない資金移動サービスの存在を肯定しており⁶⁴、これら「為

⁶² 例えば、両替商（本邦において両替業務を行う者）のように、登録等の参入規制が敷かれていないにもかかわらず、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）上の特定事業者に位置づけられ（同法第2条第2項第38号）、一定の両替取引が同法に規定する特定取引（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第7条第1項第1号キ）として、取引時確認その他のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策が求められる規制のフレームワークも検討の参考になる可能性がある。

⁶³ 高橋編著・前掲注29)153頁は「販売代理権を得て商品を販売する者が、販売した商品の代金を販売権者に送金することは、まさに自らの業務を履行しているのであって、商品の購入者からも販売者からも『経済的信用』を供与されて資金を移動しているわけではないから、社会通念上、資金移動の依頼を受けて送金を行うものではなく、為替取引に当たらない」とする。

⁶⁴ 平岡・前掲注28)420頁も「為替取引を『受信行為の伴う資金移動』と捉えた場合、銀行法・資金決済法の適用範囲は非常に広範囲なものとなり、妥当な結論を導くことが困難となり得る」とする。

替取引」の規制を及ぼす必要性に乏しい取引領域を抽出することは、「為替取引」の外延を明らかにすることを試みる本ペーパーの目的に照らしても意義があるものと思われる。

イ 現金の運搬における信用リスク

依頼人から交付された現金をそのまま受取人まで運搬する取引において、現金は所有と占有が一致することから、(事実関係によっては倒産法上の取戻権が発生することも想定されるものの、理論上は、)送金依頼人は輸送者の信用リスクを負担する可能性がある。もっとも、依頼人から交付された現金をそのまま受取人まで運搬する取引については「為替取引」に該当しないと考えられている。平成13年最高裁決定も「為替取引」に該当するには「隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組み」が在ることを必要としており、同決定の定義に照らしても直接現金の輸送を行うことにより資金の移動を行う取引が「為替取引」に該当しないことは明らかである。また、資金決済法第2条の2も「資金を当該受取人に交付することにより移動させる行為」を対象行為から除外しており、これは現金を物理的に引き渡す行為を「為替取引」から除外する趣旨と解される⁶⁵。

このような取引が「為替取引」に該当しないと考えられているのは、「為替」という語の文理解釈のほか⁶⁶、物として受け取った現金をそのまま受取人に対して輸送する行為は、運送・運輸の範疇に属するものであって、別途金融規制を及ぼす必要性が乏しいからであり⁶⁷、言い換えれば、このような取引を原因として発生する信用リスクは金融サービスとして行われる資金移動のそれとは質的に異なるものと捉えられているからと考えられる。したがって、依頼人から交付された現金をそのまま受取人まで運搬する取引については、その信用リスクの性質に照らして「為替取引」の規制を及ぼす必要性が低いものと評価することができる。

この点に関し、上記1(2)アのとおり、「為替取引」該当性について資金の付け替えを必要とする見解は、送金人から受取人までの資金移動の全ての過程を現金の運搬によって実現する取引以外にも、資金の付け替えがない場合には、直接現金を運搬することと同様であること等を理由に「為替取引」に該当しない場合があることを認めているものと思われる。資金の付け替えが行われる場合には、依頼人から交付された現金をそのまま受取人に交付するものではなく、現金の運搬とは異なるものである点で「為替取引」該当性を基礎づける要素になる一方で、現金の運搬が「為替取引」に該当しないとされる趣旨が、(現金の)運送・運輸という取引に起因して生じる信用リスクの性質に着目したものと考えられることを踏まえれば、資金の付け替えが

⁶⁵ 高橋編著・前掲注5)93頁。

⁶⁶ 平木・前掲注22)49頁。

⁶⁷ 高橋編著・前掲注29)146頁参考。

ない場合に直ちに現金の運搬と同様と評価するのは適当ではなく、資金移動を実現する方法や資金仲介者が受任する事務の内容等の事実関係や法律関係に照らした信用リスクの性質の検討が必要になるものと思われる⁶⁸。

ウ 原因取引への関与が認められる場合の信用リスク

(ア) 収納代行及び一定の商取引からの視座

収納代行サービスについては、資金決済法の制定当時、二重支払の危険がないこと等の理由から「性急に制度整備を図ることなく、将来の課題とすることが適当」とされ、「為替取引」に係る規制は適用されてこなかったが、割り勘アプリのような新たな収納代行サービスの台頭によって収納代行を取り巻く立法事実が変化していることに伴い、令和2年資金決済法改正により資金決済法第2条の2の規定が設けられ、収納代行サービスの一部が「為替取引」に該当することが明確にされたのであるが、かかる一連の立法動向は、「為替取引」に該当しない取引領域を抽出するに際して一定の視座となり得るように思われる。なぜなら、資金決済法第2条の2は確認規定とされ、同条の要件に該当しないサービスが将来にわたって直ちに「為替取引」に該当しないことを意味するものではないものの、規制の対象外として取り扱われてきた収納代行サービスの領域から、「為替取引」に該当する要件を積極的に抽出する立法作業は、当該要件を充足しない収納代行サービスには引き続き規制の必要性が低いとの考慮が働いている可能性が高いからである。かかる観点から、以下では、資金決済法第2条の2の要件等に照らして、「為替取引」の規制を及ぼす必要性に乏しい取引領域を抽出するための考慮要素の列举を試みる。

なお、収納代行を巡る立法動向においては、一定のサービス類型において、「為替取引」において考慮すべきリスクとは異なる観点からの利用者保護上の役割への配慮や、現時点において規制の必要性に係る共通認識を得られていない状況の考慮等がなされており、現時点における「為替取引」に該当する要件として定められている内容は政策的な判断に基づく側面も否定しきれない。他方で、国内の商取引における販売代理業務や、債権流動化取引における債権管理回収業務等、信用リスクを伴う資金の移動に係る業務やサービスの中には、必ずしも「為替取引」として規制されてこなかった取引類型が存在するところ、下記(イ)のとおり、このような業務やサービスの分析からも同様の視座を得られることから、上記のような立法経緯を考慮してもなお、収納代行を巡る立法動向は「為替取引」該当性の検討において有益な視点となるものと考えられる。

(イ) 原因取引への関与

資金移動業府令第1条の2第3号は、収納代行業者が金銭債権の発生原因である

⁶⁸ 平岡・前掲注36)453頁は、依頼人から受取人までの資金移動が全て直接現金を輸送することによって行われる場合でなければ、「為替取引」に該当することを免れないと指摘する。

原因取引の成立に不可欠な関与を行うプラットフォーム型のサービスと、原因取引に基づく当事者双方の債務の同時履行を図るエスクロー・サービスを、資金決済法第2条の2の要件から除外しており、収納代行の「為替取引」該当性の判断において、収納代行業者による（資金移動を伴う）原因取引への関与の有無に着目していると思料される。金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告」においても、金銭債権の発生原因の成立に関与する者が行うクロスボーダー収納代行については、直ちに規制の対象とせず、引き続き検討課題とするとの方向性が示されている⁶⁹。

また、国内の商取引における販売代理業務や債権流動化取引における債権管理回収業務（サービシング業務）を営む者は、その業務を履行するうえで、自己の信用リスクを伴う資金の移動を行うことになるが、販売代理業務の場合は、本人（売主等）から、取引の相手方となる買主等との間で売買契約等の締結を行う代理権の付与を受け、売買契約等の締結等の取引行為を行うことになる点において、債権管理回収業務の場合は、債権者であった者（オリジネーター）が債権の管理全般の委託を受けて業務を行う点において、それぞれ原因取引への関与があると評価できる。このように原因取引への関与が認められる取引においては、原因取引に係る業務に付随してかかる業務の遂行に伴う資金の移動が委託されているのであり、当該資金移動に伴う信用リスクも関与する原因取引に付随して発生するものと評価できる。かかる信用リスクの発生原因に照らせば、原因取引への関与が認められる事業者が行う資金移動については、その資金移動に伴う信用リスクのみを取り出して金融規制の対象とするべき必要性が低いものと考えられる。そこで、原因取引への関与の有無は、「為替取引」の規制の必要性の分水嶺になるものと思料される。

そして、資金移動を伴う原因取引に関与する場合、主として銀行や資金移動業者等が提供する送金サービスとの対比において、次の三つの考慮要素を導くことが可能と考えられる。

① 受任する事務の内容

資金移動の原因となる取引に関与する場合、当該事業者は、その原因取引に関する事務を原因取引の当事者の一方又は双方から受任している場合が一般的と思われる。そのため、受任している事務の内容に関し、「当該事務の内容が主として資金の移動を対象とするものか」、「当該事務の内容が主として資金の移動以外の原因

⁶⁹ 令和7年資金決済法改正による改正後の資金決済法第2条の2では「国内から国外へ向けて資金を移動させ、又は国外から国内へ向けて資金を移動させる行為」から「当該行為の態様その他の事情を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定めるもの」が除かれており（同条第2号）、今後定められる資金移動業府令において、金銭債権の発生原因の成立に関与する者が行うクロスボーダー収納代行が対象取引から除外されるものと思料される。

取引に係る事務を想定しており、資金の移動はその事務に付随して発生するにとどまるか」という要素が「為替取引」の規制を免れる一つの評価の着眼点となるものと考えられる。主たる事務の内容を履行する中で、資金の移動が付随して生じるにとどまる場合、対象事業者は、送金事務を委託者（依頼人）から別個独立に受任しているわけではないとも言い得るからである。

② 対象取引の社会的な役割

次に、原因取引に関わる事業者の行為の社会的な役割も評価の着眼点となるものと考えられる。具体的には、例えば、下記 III4(2)のとおり商取引における販売代理店は、販売代金を売主等の代理人として受け取ることがある。かかる事例においても、販売代金を買主から受領してこれを売主等に引き渡す点で資金の移動が発生する。もっとも、かかる販売代理店による資金の授受行為のみを取り出して「為替取引」に該当するとの主張は一般的になされていないと思われる⁷⁰。また、下記 III4(3)の債権流動化取引における債権管理回収業務の一環として行われる回収金の引渡しも同様であり、これら事業者の行為は、商慣習又は取引通念上、その社会的な役割が広く認知されており、当該事業者の受任する事務の内容と相俟って、「為替取引」の規制を課す必要性に乏しい取引領域として評価されているようにも思われる。

③ 自己債務の履行

資金移動の原因となる取引に関与する事業者にとって、その関与の役割及び立場に照らして、自己の債務の履行として隔地者間の資金の移動が不可避免的に生じる場面が想定される。例えば、販売代理店であれば売主等の代理人として、債権管理回収業務を担うオリジネーターであれば債権譲受人の代理人としての役割をそれぞれ担っているが、これら事業者は、代理人として原因取引の相手方（販売代理店であれば買主、債権管理回収業務であれば、流動化対象債権の債務者）から弁済金を受領することが受任事務の内容の一つとされ、かかる受任事務に基づく受取物の引渡債務の履行として弁済金を委託者（売主等及び債権譲受人）に引き渡すことが求められる。このように、原因取引に関与する事業者が当該関与の役割及び立場に基づいて負担する自己の債務の履行として行う資金の移動については、必ずしも送金事務を委託者（依頼人）から別個独立に受任しているわけではないとの評価が可能であるように思われる。

エ 信用リスクの所在と属性の考慮

(ア) 信用リスクの所在

⁷⁰ 貸金業法が物品売買に伴う適用除外を設けているのも、物品の販売等の本来的な業務に付随する金融取引への規制を謙抑的にする趣旨を示すものとして参考になる（貸金業法第2条第1項第3号）。

上記(2)ア(ア)のとおり、信用リスクとは、対象事業者に倒産手続等が開始されることにより、受取人が本来受け取るべき資金又は送金人が対象事業者から返還を受けべき資金の引渡しが困難になるリスクを指すが、受取人が資金を受け取れないことは、受取人が対象事業者の信用リスクを負担することを直ちに意味するものではない。信用リスクの負担者が誰かについては、対象事業者の倒産時において、対象事業者の倒産財団に対して送金資金に相当する金銭の払渡請求権等を有する者が誰かによって決定されるものと考えられる。

例えば、銀行が行う為替業務には (a)「為替取引」を依頼する者(送金人)より銀行(仕向銀行)を介して受取人に為替資金が移動するもの(順為替あるいは送金為替と呼ばれる)と (b) 依頼人(債権者)が銀行(委託銀行)を通じて債務者(支払人)より金銭を取り立てることを目的とするもの(取立為替と呼ばれる)があるが、(a)であれば、送金依頼人と仕向銀行の間には「為替取引」(例えば振込取引)の委任契約(口座振込であれば、これに加えて預金契約)が存在し、(b)であれば、取立依頼人(債権者)と委託銀行の間に取立委任契約と取立代金を預金とする条件付消費寄託契約の結合した法律関係が存在するとされる⁷¹。教室事例にはなるが、順為替において、仮に仕向銀行が送金依頼人から資金を受領した時点で倒産した場面を想定すると、送金人は、仕向銀行に対して委任契約に基づく受取物の引渡請求権(倒産債権)を有することになるため、送金人が銀行の信用リスクを負担することになると考えられる⁷²。一方で、取立為替においては、仮に委託銀行が債務者から資金を取り立てた時点で倒産した場面を想定すると、取立依頼人(受取人たる債権者)は、委託銀行に対して取立委任契約に基づく受取物の引渡請求権あるいは預金債権(倒産債権)を有することになるため、受取人(債権者)が銀行の信用リスクを負担すると考えられる。また、資金移動業者はその行う「為替取引」に関し負担する債務の額(未達債務)に法令上の権利実行手続に要する費用を加えた金額(要履行保証額)以上の資金を履行保証金として保全することが求められるが(資金決済法第43条から第45条、資金移動業府令第11条)、未達債務を負担する相手方の考え方につき「資金移動業者が受取人との間で、約款等により別途の定めをしている場合には、約款等の記載に従い資金移動業者の債務の相手先は送金人から受取人に移転する」とされており(事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「14. 資金移動業者関係」II-2-2-2-1

⁷¹ 鈴木禄弥＝竹内昭夫編『金融取引法大系』第3巻(有斐閣、1983)5頁及び13～15頁〔森本滋〕。

⁷² 但し、当該債権(債務)は、基本的に預金保険法上の特定決済債務又は(決済性)預金として預金保険(全額あるいは定額保護)の対象となるため(同法第54条、第54条の2、第69条の2)、金融システム上、送金依頼人は仕向銀行の信用リスクを負わない仕組み(セーフティ・ネット)が設けられている。後述する取立為替の事例も同様である。

④（注3）、この未達債務の所在によって資金移動業者の信用リスクの負担者が決まる⁷³と考えられる。

（イ）属性ごとの規制の必要性

このように、信用リスクの負担者は送金人又は受取人の双方が観念できるのであるが、受取人が信用リスクを負担する場合と送金人が信用リスクを負担する場合とで規制の必要性の程度は異なるとの評価があり得るものと考えられる。すなわち、取立為替において、受取人たる債権者は、送金人たる債務者の倒産手続等の開始により当該債権の弁済を受けることが困難になるリスクを元々負っていたのであるから、受取人たる債権者が資金仲介者たる銀行等の信用リスクを負担するとしても、債務者の信用リスクが銀行等の信用リスクに置き換わったに過ぎないとの評価も可能である。そうだとすれば、「為替取引」の依頼により新たに信用リスクを負担する送金人と比べて、債権者たる受取人が信用リスクを負担する場合の保護の必要性は相対的に低いように思われる。実際に、収納代行サービスについて、前述した取立為替と同様に、代金の収納を依頼する受取人（債権者）が収納代行業者の信用リスクを負担する点是否定できないが、令和2年資金決済法改正以前においては債務者（送金人）に二重支払の危険がない場合は「為替取引」の規制を課さない行政運用がなされてきたところであり、かかる運用は主として債務者（送金人）の負担する信用リスクの保護を念頭に置いたものとして捉えることも可能である。

もっとも、上記(2)ア(イ)のとおり、信用リスクへの対応が「為替取引」の本来的な規制趣旨とも評価できるものであることに鑑みると、受取人の負担する信用リスクが送金人が負担するそれと比べて相対的に要保護性が低いとはいえ、一律に「為替取引」規制を及ぼす必要性がないといえるか否かについては慎重な検討を要するものと考えられる。例えば、上記 I2(1)イ(イ)で述べたとおり、「為替取引」に該当する収納代行サービスの範囲を確認的に規定する資金決済法第2条の2では、債務者（送金人）に二重支払の危険がなく、受取人が信用リスクを負う場合であっても、一定の場合には「為替取引」規制の対象としている。

他方で、令和2年資金決済法改正前における収納代行サービスの「為替取引」該当性に関する議論は、収納代行サービスにおける受取人が財・サービスの提供者であり、一般消費者以外の者である場合が多いことを念頭に置いており⁷⁴、令和2年改正で定められた資金決済法第2条の2も、債権者が一般消費者でない事業者や国・地方公

⁷³ 但し、資金移動者が倒産した場合であっても、資金移動業に係る「為替取引」に関し負担する債務に係る債権者は、資金移動業者が保全する履行保証金について他の債権者に先立ち弁済を受ける権利（優先弁済権）を有するため（資金決済法第59条第1項）、かかる優先弁済権を行使する限度で信用リスクは低減されている。

⁷⁴ 金融審議会金融分科会第二部会・前掲注10)13頁。

共団体を除外し、これら受取人が事業者等であり、かつ、利用者（送金人）に二重支払の危険がないことが契約上明らかとされている収納代行サービスについては「為替取引に関する規制を適用する必要性は必ずしも高くない」としている⁷⁵。このように、行政当局も受取人が一般消費者か事業者等かによって規制の必要性が異なるとの態度を示していると考えられる。

以上の考察を踏まえると、政策上、信用リスクを負担する者の属性によって規制の要否を決定している事情に鑑みれば、信用リスクの所在やリスク負担者の属性を踏まえて、要保護性の観点から信用リスクの性質を評価することも一定の合理性を有するものと考えられる⁷⁶。

オ 「為替取引」該当性を検討する視点

以上のとおり、「為替取引」該当性の判断に当たっては、信用リスクの有無を出発点としつつ、当該リスクの発生原因やリスク負担者の要保護性の観点から評価される信用リスクの性質に照らして、金融規制としての「為替取引」規制を及ぼすべき必要性が低い取引領域があり、かかる領域に含まれる取引については「為替取引」に該当しないとする考え方もあり得るものと思われる^{77, 78}。そして、信用リスクの有無及

⁷⁵ 金融審議会・前掲注 9)16 頁。

⁷⁶ なお、エスクローが信用リスクの排除のための実務上の方策として用いられることがある。この場合であっても、エスクローの枠組みを構築する対象事業者が送金を主たる業務として受任している場合、「為替取引」の規律を及ぼすことが適切と考えられる。信託会社が直接入金を受けて信託対象とするスキームの場合、信用リスクは法的には遮断されていることになるが、信託会社の倒産等に伴う事実上の混乱等を加味した場合、実質的には信用リスクが残るものとして「為替取引」の規律を及ぼすことが妥当ではなかろうか。

⁷⁷ 加藤貴仁「機能別・横断的な金融規制体系の構築の試みにおける『為替取引』の意義と限界」飯田秀総＝松元暢子編『神作裕之先生・藤田友敬先生還暦記念 商法学の拡がり』710～711 頁（商事法務、2025）は、「為替取引」が銀行の排他的業務であった時代と異なり、資金移動業に関する規制の導入後においては、「為替取引」に関する規制によって新たな送金・決済サービスの開発に対する銀行以外の事業者の投資が妨げられる可能性も考慮する必要性が増すこととなり、その結果として、「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告」（金融審議会・前掲注）9 参照）及び当該報告の提言に基づく令和 2 年資金決済法改正において「為替取引に関する規制を適用する必要性」が重視され、それが「為替取引」に関する規制の適用範囲を画する重要な役割を果たすものとして位置付けられるに至ったと評価する。かかる整理は、「為替取引」の規制の在り方について合理的な適用範囲の検討を志向するものと評価でき、本ペーパーの上記考え方とも整合的に捉えることが可能である。

⁷⁸ このような考え方は、現行の法制度において「為替取引」の概念が「為替取引」に係る規制の適用範囲を画する概念となっていることを前提に、「為替取引」該当性に関する実務対応の視点の整理を試みるものであるが、「為替取引」該当性の検討において『為替取引』規制を及ぼ

び性質は、当該サービスにおける資金移動の方法や資金仲介者が受任する事務の内容を含む事実関係及び法律関係に基づき個別具体的に判断されるものと考えられることから、個々のサービスの「為替取引」該当性の検討においては、当該サービスに関する事実関係及び法律関係の分析が特に重要な作業になるものと考えられる。

III 実務対応に関する検討①－「為替取引」の評価を検討する事例

III においては、上記 II において述べた検討の枠組みを用いて、個別事例に関する「為替取引」該当性についての評価を検討する。

1 収納代行

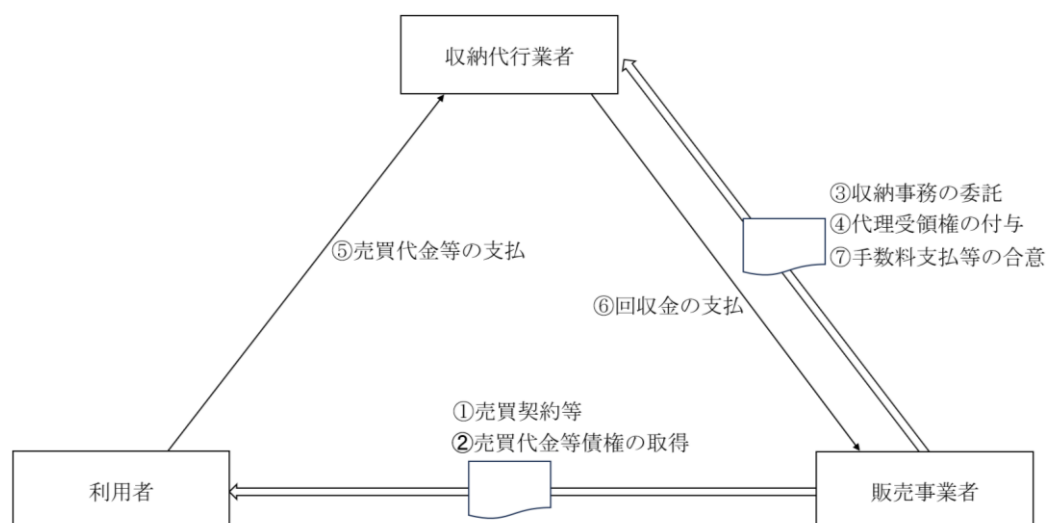
(1) スキームの内容

収納代行サービスに関し、実務において検討される平準的なスキームの内容を抽象化すると以下のとおりである。

- ①利用者は、販売事業者との間で売買契約等を締結する。
- ②販売事業者は、利用者に対する売買代金等債権を取得する。
- ③販売事業者は、収納代行業者に対し、売買代金等の収納事務を委託する。
- ④販売事業者は、収納代行業者に対し、収納事務に関し、売買代金等の代理受領権を付与する。
- ⑤利用者は、収納代行業者に対し、売買代金等を支払う。
- ⑥収納代行業者は、販売事業者に対し、売買代金等相当額（収納事務に係る回収金）を支払う。
- ⑦販売事業者及び収納代行業者との間では、上記の収納事務に関し、手数料の支払が合意される。

すべき必要性」を考慮しなければならないことは、現在の「為替取引」が法令上定義されておらず、判例で示された概念も必ずしも明瞭でないことに起因するものであるから、将来的には、立法により「為替取引」を定義することも視野に入れた検討も選択肢になるものと考えられる。

(図 2) 収納代行のスキーム



以上の各行為に関し、収納代行業者が、利用者から売買代金等相当額を受け取り、販売事業者に対して当該売買代金等相当額を支払う一連の行為が「為替取引」に該当するかが論点となる。

(2) 現状の整理

ア 基本的な評価

収納代行サービスにおいては、代理受領権の存在により、収納代行業者が利用者から資金を受け取った時点で、売買代金等債権は消滅する。そのため、利用者の視点から捉えた場合、売買代金等債権の支払（弁済）という目的は達成されており、（送金人になる可能性のある）利用者は収納代行業者の信用リスクを負担しないこととなる。収納代行業者が資金を受け入れる時点までに債務が消滅しない収納代行サービスを「為替取引」として位置付ける資金決済法第2条の2も、当該収納代行サービスにおいて利用者（送金人）が収納代行業者の信用リスクを負担する（二重支払の危険を負う）ことを加味したものと評価できる。

他方、利用者（送金人）が信用リスクを負担しない場合であっても、代金の収納を依頼する販売事業者（受取人）の利用者に対する売買代金等債権は弁済により消滅し、代わりに販売事業者は収納代行業者に対する収納事務に係る回収金の引渡請求権を取得することにより、収納代行業者の信用リスクを負担することになる。

かかる信用リスクの性質に照らして、「為替取引」として規制を及ぼすべきでない取引領域に該当するかという点に関して、上記 II2(3)エのとおり、受取人たる販売事

業者が負う信用リスクの要保護性の評価は、販売事業者の属性も踏まえて検討すべきであると考えられる。すなわち、資金決済法第2条の2が、債権者が一般消費者でない事業者や国・地方公共団体の場合を除外しており、金融当局も、これら受取人が事業者等であり、かつ、利用者（送金人）に二重支払の危険がないことが契約上明らかとされている収納代行サービスについては「既に一定の利用者保護が図られている」との理由から「為替取引に関する規制を適用する必要性は、必ずしも高くない」としている。かかる判断には、保護すべき対象は一般消費者たる利用者（送金人）であり、受取人たる事業者は含めなくてよいとの黙示の了解が根底にあると思われる。受取人たる事業者が自ら保有する売買代金等その他の金銭債権の回収を目的として、自律的な判断の下、収納代行業者の信用リスクを引き受けている等の事情に鑑みて、当該事業者の信用リスクは重視しないとの政策判断そのものは基本的には適切なものと評価できる。

イ クロスボーダー収納代行

資金決済等 WG において、クロスボーダー収納代行に関する規制の要否の議論が行われた。具体的には、「クロスボーダー収納代行業者は、銀行や資金移動業者等が行う国際送金と同様の機能を果たしているが、我が国においては金融規制が必ずしも課されておらず、銀行や資金移動業者等との間で規制・監督における整合性がとられていない」、「クロスボーダー送金に関して、同じ活動、同じリスクについては、同レベルの規制・監督が適用されるべき（Same activity, same risk, same regulations）との国際基準設定主体における議論…もある中で、クロスボーダー収納代行業者に資金移動業者に係る規制を及ぼすことが考えられる」、「また、国際的な商取引が社会の中に着実に根付く中で、その決済手段である国際送金の安全性や確実性等を確保することは、利用者保護等の観点から重要。もっとも、国際送金には世界共通の統一的なルールやシステムがなく、複数の法域に所在する事業者間の協力により成立しているという実態があり、その安全性や確実性の確保は各法域に所在するそれぞれの事業者を規律する制度に頼らざるを得ない。そのため、特に国内利用者の保護の観点から、クロスボーダー収納代行につき適切な規律を設ける必要性は高いと考えられる」等を理由として、収納代行業者に関し、資金移動業登録の取得を求めることの当否が議論された⁷⁹。そして、当該議論を踏まえ、クロスボーダー収納代行業を「為替取引」として規制することを内容とする令和7年資金決済法改正が行われた。

クロスボーダー収納代行であっても、「為替取引」に関する規律を及ぼすかどうかに関し、受取人たる販売事業者から収納代行業者に代理受領権が付与され、収納代行業者が利用者から資金を受け取った時点で売買代金等債権が消滅する限りにおいて、信用リスクの有無及び性質の観点からは、一般的な収納代行との本質的な差異は直

⁷⁹ 資金決済等 WG・前掲注 47)、金融審議会・前掲注 48)7～11 頁。

ちには生じないものと考えられる。例えば、受取人が事業者等である収納代行（利用者に二重支払の危険がないもの）につき、当該受取人（事業者）の信用リスクを重視しない立場を採用するのであれば、クロスボーダー収納代行も同じく「為替取引」の規制を課さないとするのが平仄の合う整理であると考えられる⁸⁰。なお、上記令和7年資金決済法改正においてクロスボーダー収納代行業を「為替取引」として規制することとした趣旨としては、信用リスク（利用者保護）のほかにも、国際的な要請⁸¹や違法な送金行為の防止、ML/FT リスクへの対応の観点も含めた複合的なものが示されている⁸²。令和7年資金決済法改正は、結論だけ捉えると本ペーパーにおける基本的な考え方とは異なる帰結となっているとも考えられるものの、上記改正の複合的な趣旨を踏まえた場合、信用リスクとともにそれ以外の立法事実を総合的に考慮した上で政策的な判断としてクロスボーダー収納代行業を規制対象にしたとの評価も可能と考える。そのため、今後の収納代行業を巡る各種検討に際しては、クロスボーダー収納代行業の改正の結論のみを過度に重視するのではなく、本ペーパーにおける基本的な考え方を踏まえた個別検討を行うことが引き続き適切であるものと思われる。

2 立替払

(1) スキームの内容

立替払に関し、実務において検討される平準的なスキームの内容を抽象化すると以下のとおりである。

- ①利用者は、販売事業者との間で売買契約等を締結する。
- ②販売事業者は、利用者に対する売買代金等債権を取得する。
- ③利用者は、立替事業者に対し、売買代金等の立替払を委託する。
- ④立替事業者は、販売事業者に対し、売買代金等相当額を支払う。
- ⑤立替事業者は、利用者に対し、売買代金等相当額を請求する。
- ⑥利用者は、立替事業者に対し、売買代金等相当額を支払う。

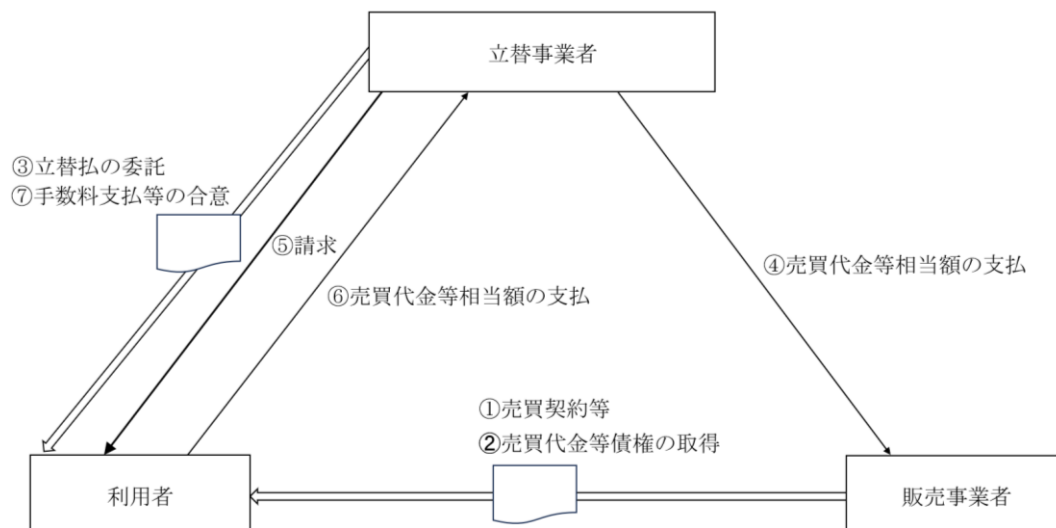
⁸⁰ 仮に ML/FT リスクを加味してクロスボーダー収納代行業を「為替取引」として規律するのであれば、「クロスボーダー」という取引特性に着目した立法事実の探索及び規制の枠組みを慎重に積み重ねることを要するものと思われる。また、金融安定理事会（FSB）が2024年12月12日付で公表した「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告：最終報告書」においても、銀行以外の決済事業者のクロスボーダー決済サービスに関する規制等についての国際的な基準等の必要性について更なる検討を行うものとされており、クロスボーダー収納代行業の規制については、このような国際的な動向にも合致するよう検討を進める必要があるものと思われる。

⁸¹ 金融安定理事会（FSB）・前掲注60）。

⁸² 金融審議会・前掲注48)8頁、金融庁・前掲注61)5頁。

⑦利用者及び立替事業者との間では、上記の立替払に関し、手数料の支払が合意されることもある。

(図 3) 立替払のスキーム



以上の各行為に関し、立替事業者が、販売事業者に対して売買代金等相当額を支払った後に、利用者から当該売買代金等相当額の支払を受ける一連の行為が「為替取引」に該当するかが論点となる⁸³。

(2) 現状の整理

立替事業者の販売事業者に対する支払（立替払）に関しては、利用者が金銭を立替事業者に引き渡すより前の行為となることから、利用者は立替事業者に対する送金資金の返還等に係る債権を取得するものではなく、利用者において立替事業者の信用リスクを負担するものではない。また、販売事業者は立替事業者に対する債権を取得するものではないため、販売事業者においても立替事業者の信用リスクを負担するものではない。したがって、II2 において述べた検討の枠組みに照らすと、「為替取引」の評価において重視されるべき信用リスクが直ちには発生しないこととなる。

また、金融システムの安定等に直ちに影響を与えるものでないサービスについては、当該サービスに内包されるオペレーショナルリスクの内容と保護法益の侵害の程度を

⁸³ なお、クレジットカードのサービスにおいて立替払の構成が採られている場合も多いが、かかるサービスにおける「為替取引」該当性については、下記クレジットカードサービスにおける評価の記述（IV2）を参照されたい。

比較考慮しつつ検討を行うとの立場を採用した場合、立替事業者の行為に着目しても、原因取引に基づき発生した売買代金等について、それぞれの原因取引ごとの請求書等に基づき販売事業者に支払うという請求書の消込事務に類似する形式的な事務を行うにとどまり、その事務内容に照らしても、オペレーショナルリスクは必ずしも高くないように思われる。そして、ML/FT リスクについては、上記 II2(2)ウのとおり、「為替取引」該当性の検討の際に必ずしも重視すべき要素ではなく、ML/FT リスクが典型的に高い立替払スキームについては、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の観点から別途の規制的な考慮（犯罪収益移転防止法による手当て等）を及ぼすことが適切であるものと思われる。

以上からすれば、立替払スキームを「為替取引」と評価することには、原則として慎重な検討を要するとの考え方も成り立ち得るように思われる。

なお、「為替取引」とは別の観点として、立替払スキームに関しては、立替事業者から利用者に対する与信が発生することになるため、貸金業法及び割賦販売法の適用の有無については別個の検討を要することになる。実務上、立替払スキームに関しては、与信機能と送金機能の観点が事実上交錯した検討となることもあるが、与信取引としての債務者保護の議論と「為替取引」該当性の議論は、保護法益や規制目的を異にするため、両者を適切に区分した行政実務の運用が図られることが望まれる。

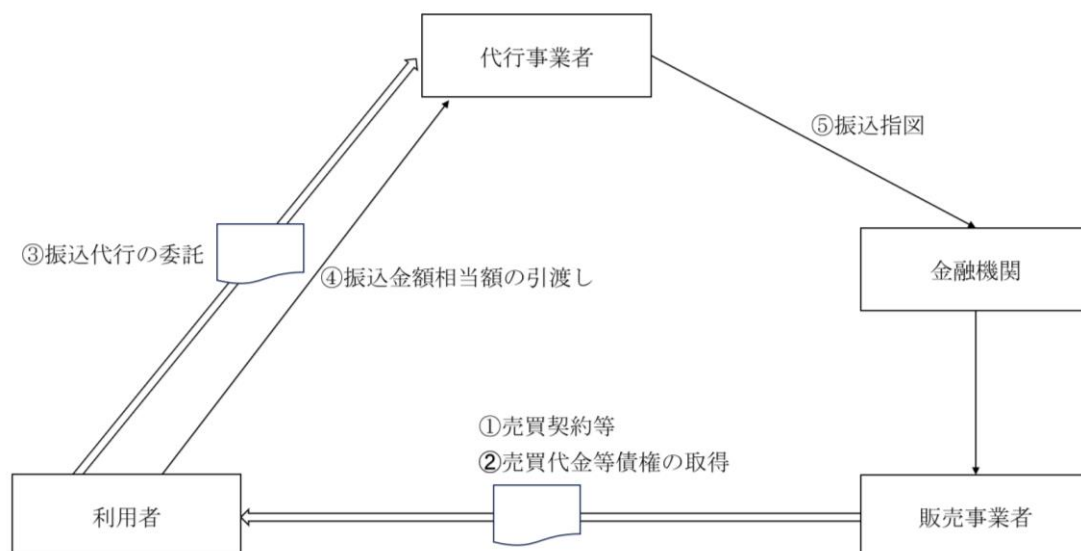
3 振込代行

(1) スキームの内容

振込代行に関し、実務において検討される平準的なスキームの内容を抽象化すると以下のとおりである。

- ①利用者は、販売事業者との間で売買契約等を締結する。
- ②販売事業者は、利用者に対する売買代金等債権を取得する。なお、振込代行スキームにおいては、売買契約等の締結は必須のものではなく、売買代金等債権の発生の有無にかかわらず、振込取引の代行を委託することもある。
- ③利用者は、代行事業者に対し、振込取引の代行を委託する。
- ④利用者は、振込取引の代行を委託する際、振込金額に相当する金銭を代行事業者に引き渡す。
- ⑤代行事業者は、利用者に代わって、金融機関に対して振込指図を行う。

(図4) 振込代行のスキーム



以上の各行為に関し、代行事業者が利用者から振込金額相当額を受け取り、利用者に代わって振込指図を行う行為が「為替取引」に該当するかが論点となる。

(2) 現状の整理

振込代行スキームにおいては、利用者（送金人）は、代行事業者が振込金額相当額を受領した時点で代行事業者に対して当該振込代金に係る債権を取得し、代行事業者の信用リスクを負担する。

かかる信用リスクの性質に照らして「為替取引」として規制すべきか否かについて、送金依頼人から受領した資金を、銀行における口座間送金を利用して、そのまま受取人の口座に着金させる業務（集金代行業務、送金代行業務）につき、事業者自らが「資金手当のシステム」を確立しているとは言えないとして「為替取引」に該当しないとの解釈を示す下級審の裁判例の考え方に照らすと、振込代行スキームにおいても、代行事業者が利用者から受領した資金をそのまま受取人の口座に着金させるものである場合には、裁判例の事案と同様の資金の流れを辿るものであり、現金の運搬と同等の取引として、「為替取引」に該当しないとの評価に傾く可能性がある。しかし、上記の裁判例の考え方は、「資金手当のシステム」の意図する内容が必ずしも明確でなく、送金代行という単純な事務であるとの理由だけで「為替取引」該当性を否定することは、「為替取引」の規制の趣旨及び目的に照らしても妥当でない。また、代行事業者が受任する事務の内容は、振込取引の代行であり、利用者（送金人）から販売事業者（受取人）への現

金の運搬を受任する場合とは（信用リスクの発生原因たる）事務の内容が異なるものと評価できる。さらに、代行事業者の下で資金滞留する金額が多額になり、また、滞留する期間が長期になれば、利用者が負担する代行事業者の信用リスクは上限なく増大していくこととなる。これらを踏まえれば、振込代行スキームについては、その形式のみで「為替取引」該当性を否定するのではなく、上記 II2 において述べた「為替取引」該当性を検討する視点を考慮した上で、「為替取引」該当性を個別に検討することを要するものとする。

なお、振込代行の実務においては、（販売事業者に対する振込事務に加えて）利用者から受任する事務の内容も様々であるほか⁸⁴、振込代行と称しつつ、実情としては立替払スキームと評価できる枠組み（請求書等に即して代行業者が販売事業者に自己資金をもって立替払を行い、後日、利用者から支払を受けるスキーム等）も存在する。そのため、実務的には、「振込代行」という形式的な用語にとらわれることなく、個別のスキームにおける受任事務の内容や資金精算のタイミング等を踏まえ、実態に即して、発生する信用リスクが「為替取引」規制により保護すべきものであるか否かを評価し、「為替取引」該当性を検討することも重要である。

4 商取引との境界線

(1) 着眼点

国内の商取引においては、上記 II2(3)ウのとおり、信用リスク等を伴う資金の移動に係る業務やサービスであっても、必ずしも「為替取引」として規制されてこなかった実務が定着している取引類型が認められる。これら取引類型の位置付けを検討することは「為替取引」の評価を巡る実務の安定に資すると思われることから、以下では、II 2 (3)ウに記載した、「為替取引」の規制を及ぼす必要性に乏しいと判断できる要素である原因取引への関与の有無に関する三つの考慮要素（受任する事務の内容、対象取引の社会的な役割、自己債務の履行）を踏まえながら、例示的に二つの取引を検討する。

(2) （商取引における）販売代理業務

商取引においては、商品や役務の提供者（以下「売主等」という。）に代わって当該商品や役務の販売等を営業として行う者（以下「販売代理店」という。）が存在する。販売代理店は、一般的に、売主等に当たる商人や会社のために、平常の営業の部類に属する取引の代理や媒介をすることを業とする者に当たると考えられるため、商法上の代理商（同法第 27 条）に該当する場合が多いと考えられる。代理商には、(i) 本人のためにその取引の代理行為（法律行為）をすることの委任を受ける締結代理商と、(ii) 本人のためにその取引の媒介行為（事実行為）をすることの（準）委任を受ける媒介代

⁸⁴ 例えば、請求書の発行・消込事務その他のビジネスサポート業務を受任する場合がある。

理商に区分されるが⁸⁵、販売代理店は締結代理商に分類される。締結代理商は、本人（売主等）から、取引相手方となる買主等との間で売買契約等の締結を行う代理権の付与を受けるため、同契約に基づいて買主等が負担する売買代金等の支払義務の履行を受ける権限（弁済受領権限）も併せて有するものと考えられる。すなわち、販売代理店は、買主等から売買契約等に基づく債務の履行として売買代金等に相当する金銭を受領のうえ、これを本人に引き渡すことになるため、ここに隔地者間における資金の移動が生じることになる。そして、買主等から販売代理店に対する売買代金等の支払により、売主等は販売代理店に対する売買代金等相当額の債権を取得し、販売代理店の信用リスクを負担することになる。

しかし、取引通念上、かかる販売代理店による資金の移動が「為替取引」に該当すると考えられているかという点、必ずしもそうではないと思われる。なぜなら、(i) 販売代理店は、商法上の代理商として、売主等から商取引を代理する事務（法律事務）の委託を受け、当該委託事務として、本人に代わり売買目的物の引渡義務を履行するとともに、売買代金等の支払請求権を行使するものである。そして、売主等と販売代理店との間の委託契約の目的は、販売代理店が民商法上の義務（民法第 644 条に基づく善管注意義務、商法第 28 条に基づく競業避止義務等）に則り、本人たる売主等のために商取引を滞りなく成立させ履行することであって、売買代金等を買主等から本人（売主等）に対して引き渡す事務はかかる目的達成のために付随的に生じるにとどまる。また、かかる売買代金等の引渡しは、(ii) 代理商たる販売代理店が代理人の立場で本人に代わって売買代金等を受領することに伴って生じ、かつ、売主等との委任契約に基づく自己の債務（履行受取物の引渡義務（民法第 646 条第 1 項））の履行として行われるものである。さらに、(iii) 販売代理店の行為は国内の商慣行としても広く認知されているものであり、不動産の仲介業者（宅地建物取引業者）や自動車等の販売ディーラーのほか、銀行代理業者や保険代理店等の金融業に属する代理商に至るまで、販売代理店による商品やサービスの対価に相当する資金の受渡しが取引通念上一般的に行われている。

このように、代理商によって行われる販売代理業務は、受任している事務の内容、対象取引の社会的な役割、（法律関係としての）自己債務の履行の有無等を総合考慮すれば、原因取引たる売買契約等に関与するものであり、そこから発生する信用リスクはその発生原因に照らして「為替取引」規制によって保護すべき必要性に乏しいと認定し得るケースとして評価できるように思われる。

(3) （債権流動化取引における）債権管理回収（サービシング）業務

資産のオフバランス化と資金調達を図ることを目的として、事業法人が譲渡人となり自ら有する金銭債権を金融機関等に対して譲渡する取引（債権流動化取引）が行われる

⁸⁵ 弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法 第3版』（有斐閣、2019）82 頁。

ことがあるが、同取引においては、譲渡人たる事業法人（以下「オリジネーター」という。）及びその取引先である金銭債権の債務者（以下「取引先」という。）との間の商流や金流を維持する観点から、当該債権譲渡の事実が取引先に知らされない、すなわち、民法第 467 条第 1 項に基づく債務者対抗要件としての債権譲渡の通知が行われないケース（いわゆるサイレント）が一般的である。このサイレントのケースでは、取引先は、譲渡人を引き続き債権者として認識することになるため、金銭債権に係る債務の弁済も譲渡人に対して行うことになる。そのため、債権流動化取引の実務において、譲受人はあらかじめオリジネーターに対して金銭債権に係る弁済金の受領権限を付与する等、流動化対象となる金銭債権の管理回収業務を委託することが一般的に行われている。オリジネーターは、かかる弁済受領権限に基づき金銭債権の弁済金に相当する金銭を受領のうえ、これを譲受人に引き渡すことになるため、ここに隔地者間における資金の移動が生じることになる。そして、取引先からオリジネーターに対する金銭債権に係る弁済金の支払により、金銭債権の譲受人たる金融機関等はオリジネーターに対する弁済金相当額の債権を取得し、オリジネーターの信用リスクを負担することになる。

上記のオリジネーターの行為は、金銭債権に係る弁済金を受領してこれを金融機関等（譲受人）に引き渡す業務（事務）が委託事務の対象の一つとして明確に位置付けられる点で、上記(2)の販売代理店の行為とは異なるものと考えられる。すなわち、販売代理店は、売主等から商取引を代理することを内容とする委託を受けたうえで、代理行為の一部として売買代金等を売主に引き渡す行為が付随的に生じることになるが、オリジネーターは、譲受人に代わって金銭（弁済金）を受領して引き渡すことを内容とする委託を受ける点で、隔地者間における資金の移動の依頼を受けているとの評価に傾き得る事情が認められるようにも思われる。

もっとも、(i) オリジネーターは、上記弁済金の受領に加えて、金銭債権の譲受人に代わって、取引先からの債権及び原契約⁸⁶の内容の変更申出（例えば、期限の利益の再付与、利息の減免、担保権の一部解除等）や取引先への支払催促（但し、弁護士法に抵触しない限度の督促に限られる。）その他の債権管理に係る事務（サービシング事務）全般の委託を受けるのが一般的であり、かかる一連の業務の委託の趣旨・目的は、取引先がオリジネーターを引き続き債権者として認識する状況下において、流動化対象となる金銭債権の管理回収業務をオリジネーターに包括的に委託せざるを得ない点にあると考えられる。また、(ii) オリジネーターによる回収金の引渡しは、オリジネーターが金融機関等（譲受人）の代理人の立場で金融機関等に代わって取引先からの弁済金を受領することに伴って生じ、かつ、金融機関等とのサービシング契約に基づく自己の債務

⁸⁶ なお、債権譲渡に伴って原契約の条項が譲受債権とともに随伴して債権者たる譲受人にも適用されることにつき、金融法委員会「ローン債権の譲渡に伴う契約条項の移転」（2004 年 3 月 23 日）。

（回収金の引渡義務（民法第 646 条第 1 項））の履行として行われるものであり、(iii) かかるオリジネーターのサービシング行為は、国内の流動化取引における商慣行としても広く認知されている。

このようなサービシング事務の内容やサービシング契約の趣旨・目的並びに流動化取引の特性⁸⁷や実務慣行等を総合的に考慮すると、本事例も、受任している事務の内容、対象取引の社会的な役割、（法律関係としての）自己債務の履行の有無等の観点から、原因取引への関与を認めることが可能であると思われ、資金の移動に伴う信用リスクも原因取引に付随して発生するものといえる。そこで、信用リスクの発生原因に照らして、「為替取引」の規制を及ぼす必要性に乏しいと認定し得る事例と評価できるように思われる⁸⁸。

IV 実務対応に関する検討②－「為替取引」以外の規律で整理される事例

IV においては、資金の移動に関連する決済サービスのうち資金決済法及び割賦販売法に基づき「為替取引」とは別個の規律が設けられている前払式支払手段、包括信用購入あっせん及び電子決済手段の各制度に関して、「為替取引」との関係性につき若干の考察を試みる。

1 前払式支払手段

(1) サービスの内容

前払式支払手段は、資金決済法に基づき規律される前払型の決済手段である（資金決済法第 3 条第 1 項各号）。前払式支払手段は、その名称のとおり、利用者から事前に発行対価を受領のうえ、当該発行対価と引き換えに発行される証票等を用いて、前払式支払手段の加盟店における商取引の決済に利用することができるものである。

前払式支払手段に該当するサービスを決済事業者が提供する場合、発行者と加盟店が同一である自家型前払式支払手段の場合には届出（資金決済法第 5 条）、発行者以外の加盟店が存在する第三者型前払式支払手段の場合には登録（同法第 7 条）を要する。

また、利用者から前払式支払手段の発行対価を事前に受領するという取引の特性を考

⁸⁷ いわゆるサイレント方式による債権流動化におけるサービシング特有の事項（委託範囲が広く、債権管理全般を対象にするため、収納はその一部に過ぎないこと）も本文の判断を支える一つの要素となるものと考えられる。なお、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収会社への債権回収の委託（スペシャルサービシング）についても、基本的には類似の判断が可能と考えられる。

⁸⁸ なお、販売代理業務及び債権管理回収（サービシング）業務のいずれも、債権者（売主等及び金融機関等）から、事業者（販売代理店及びオリジネーター）が資金移動の原因となる取引によって発生する金銭債権の代理受領権の付与を受けて行われる点で、収納代行の範疇に属する取引とも言い得るが、商取引に深く関与する上記事業者の行為までを想定して、収納代行の「為替取引」該当性の議論が行われてきたものではないと思料される。

慮し、発行者には、発行済みの前払式支払手段のうち未使用の残高の半額に相当する金銭を発行保証金として保全する義務が課されている（同法第14条以下）。

(2) 「為替取引」との線引き

ア 「為替取引」との関係性

前払式支払手段の発行者は、利用者との間で「加盟店で取引を行った場合は、使用した前払式支払手段に相当する代金相当額の資金を加盟店に支払う」ことを約していると考えられるが、かかる資金移動の原因となる加盟店との取引には通常関与しないものと思われる。また、利用者は、かかる資金を前払式支払手段の発行対価の名目で、事前に発行者に対して交付することになるため、発行者の信用リスクを負うことになる。かかる事情を前提に、II2で述べた本ペーパー上の整理を踏まえると、前払式支払手段の発行業務は「為替取引」と評価すべき側面を有するものと思われる。

他方、前払式支払手段は、売買代金等といった商取引の対価の支払（決済）にのみ用いられるという特性を有する。現行法は、かかる販売取引との密接な関係性を考慮し、純粋な送金業務である「為替取引」と異なる規律を設けたものと解される。かかる整理を前提に、実務的に「為替取引」と「前払式支払手段」の線引きが論点となる場面が存在する。

イ 線引きが問題となる事例

前払式支払手段は、「これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの」（資金決済法第3条第1項第1号。以下「権利行使性」という。）が要件とされている。かかる権利行使性は、売買代金等の商取引の対価の弁済（決済）にのみ用いられるというサービスの特性を担保するものであり、「為替取引」の規律を課さない分水嶺となる要素としても重要なものである。権利行使性が認められることにより、純然たる送金業務ではなく、売買代金等の決済のための業務を受任する実態が確保されることになる。他方、国税や地方税のほか、ふるさと納税の支払に関し前払式支払手段を利用することが可能かという論点を巡り、過去にその線引きが議論になった経緯がある。これら税金の法的性質として商取引の対価とは評価し難く、権利行使性が認められないとも思われるからである。この点に関し、金融当局は国税・地方税及びふるさと納税の支払に関して前払式支払手段の利用を認め⁸⁹、上記議論は収束したが、その論拠は必ずしも明らかでない。また、寄附についても商取引の対価としての側面を有しないため、同じく権利行使性の要件との関係が問題となる。寄附については、金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告」において、寄附金受領者やその金額に一定の制限を課した上で前払式

⁸⁹ 金融庁「広く共有することが有効な相談事例（資金決済に関する法律関係）」Q3 回答（2020年6月26日（2021年3月19日更新））。

支払手段の寄附への利用を認める方向性が示されたものの⁹⁰、令和 7 年資金決済法改正においては権利行使性の要件自体は見直されていないため、同改正の施行後においても権利行使性の要件との関係は引き続き論点となろう⁹¹。

2 クレジットカード

(1) サービスの内容

クレジットカードは、割賦販売法における「包括信用購入あっせん」として提供される後払型の決済手段である（割賦販売法第 2 条第 3 項各号）。包括信用購入あっせんにおいては、まず、利用者によるクレジットカード等の利用を決済事業者（カード会社）が受け付けた上で、決済事業者が包括信用購入あっせんの加盟店に精算金を支払う。そして、決済事業者は、利用者から、売買代金等の商取引の対価の弁済（決済）に要した金銭（クレジットカード等の利用代金）を後から受領することが想定されている。

包括信用購入あっせんに該当するサービスを決済事業者が提供する場合、割賦販売法上の登録（割賦販売法第 31 条）を要する。また、利用者から決済事業者に対する支払は決済完了後の後払いとなるため、前払式支払手段とは異なり、利用額に応じた資産保全義務は課されていないが、決済事業者から利用者に対して信用（いわゆる販売信用）を供与する側面を有するため、決済事業者には過剰与信とならないための調査（支払可能見込額の調査）義務が課せられている（同法第 30 条の 2）。

(2) 「為替取引」との関係性

包括信用購入あっせん業者は、利用者との間で「加盟店で取引を行った場合は、決済時に使用したクレジットカード代金相当額の資金を加盟店に支払う」ことを約していると考えられるが、かかる資金移動の原因となる加盟店との取引には通常関与しない。他方、包括信用購入あっせんにおいては、利用者はクレジットカード等の利用後（決済完

⁹⁰ 金融審議会・前掲注 48)11～12 頁。

⁹¹ なお、今日、他の利用者に対して電子的に譲渡可能な前払式支払手段が登場しており、令和 4 年資金決済法改正では、当該前払式支払手段のうち高額な取引が可能なものが「高額電子移転可能型前払式支払手段」と定義され（同法第 3 条第 8 項）、かかる前払式支払手段の発行者には犯罪収益移転防止法上の取引時確認その他のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策が求められることになった。譲渡可能な前払式支払手段は、商取引の対価の支払とは無関係に移転できることから、送金「的」機能を要するものの、前払式支払手段は原則として払戻しが禁止されているため（同法第 20 条第 5 項）、「為替取引」には該当しないと解されている。前払式支払手段の寄附への利用については、例えば、寄附先への前払式支払手段の譲渡を行いつつ、例外的に払戻しを許容することにより実現する方法も考えられるところであるが、かかる一連の行為は送金機能そのもののようにも思われ、やはり「為替取引」との線引きが問題となる。

了後)にクレジットカード代金を後払いすることになるため、決済完了前に包括信用購入あっせん業者に資金を交付することではなく、業者の信用リスクを負担することにはならない。このような利用者の信用リスクの不存在を前提に、II2 で述べた本ペーパー上の整理を踏まえると、包括信用購入あっせんに関する業務は「為替取引」には該当しないとする評価に一定の合理性があると思われる。また、包括信用購入あっせんも、前払式支払手段と同様に、売買代金等の商取引の対価の弁済(決済)にのみ用いられるという特性を有する。現行法は、かかる販売取引との密接な関連性(牽連性)を考慮し、純粋な送金業務である「為替取引」とは異なる規律を設けたものと解される⁹²。

3 電子決済手段

(1) サービスの内容

2023年6月1日に改正施行された資金決済法では、主として不特定多数の者に決済手段として利用され得る通貨建資産(通貨建資産については下記(2)アのとおり。)が「電子決済手段」(同法第2条第5項)と定義され、電子決済手段の売買や管理を業として行う者(同法第2条第12項に規定する電子決済手段等取引業者)に登録制が設けられたほか、電子決済手段を発行する者(資金移動業者及び特定信託会社)に対する追加的な行為規制等が課せられることになった。

電子決済手段は、ステーブルコインと呼ばれる法定通貨の価値に連動したトークンを想定しており、その中でも、発行者がトークン保有者に対して当該保有者が保有するトークンと同価値の法定通貨による償還を約しているものを念頭に置いている。償還約束を通じて金銭的価値がトークン上に保存(stored value)されるため、特に NFT やセキュリティトークン、暗号資産等のファンジブルトークンといったブロックチェーン上のデジタルアセットと同一のネットワーク基盤(レイヤー1のブロックチェーン等)にあるステーブルコインが、これらデジタル資産取引の決済手段として利用されることが多い。

また、国外で流通しているステーブルコインの太宗がネットワーク参加者に制限のない、いわゆるパーミッションレス型のブロックチェーン上で発行されるものであるため、不特定の者の間で転々移転することが予定されている。

⁹² 国内で発行されるクレジットカードにおいては、利用者が決済事業者の後払いするまでの期間が二月を超えない支払方法が許容されており、かかる決済サービスは、割賦販売法の対象となる「包括信用購入あっせん」には該当しない(いわゆるマンスリークリア)(割賦販売法第2条第3項第1号参照)。マンスリークリアも、いわゆる包括与信型の後払サービスとして包括信用購入あっせんと同様のスキーム(クレジットカード代金を後払いするスキーム)で構築されており、利用者が信用リスクを負担することにはならないことから、包括信用購入あっせんと同様、「為替取引」には該当しないとの評価が可能である。

このようなステーブルコインの特質から、電子決済手段は、電子的に移転可能な財産的価値であることを前提に、主として (i) 通貨建資産であること、及び (ii) 不特定の者の間で移転されるものであることの二つの構成要素で成り立っている。

(2) 「為替取引」との関係性

ア 電子決済手段の発行

通貨建資産とは、本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるものが行われることとされている資産をいい（資金決済法第 2 条第 7 項）、発行者が償還約束をするステーブルコインは「通貨をもって債務の履行、払戻し…が行われることとされている資産」に該当するため、電子決済手段は通貨建資産に該当することになる⁹³。

電子決済手段が通貨建資産に該当することの帰結として、発行者は、電子決済手段を発行することにより、隔地者間の資金の移動を可能にする仕組みを提供することが可能となる。すなわち、電子決済手段の保有者は、いつでも発行者に対してトークンと同価値の法定通貨による償還を求めることができるため、電子決済手段を第三者に移転させることによって、当該第三者は移転を受けた電子決済手段の償還を受けることにより、同価値の金銭を受領することが可能となるが、発行者は、電子決済手段を発行することにより、現金輸送を伴わずに隔地者（＝トークンの譲渡人と譲受人）間で資金の移動を可能にする仕組みを構築し提供しているものと評価できる。また、トークン保有者は、発行者に対してトークン保有額と同額の払渡請求権を有するため、発行者の信用リスクを負担していると考えられる。以上より、電子決済手段の発行者が電子決済手段をその保有者向けに発行する行為は、隔地者間の資金移動の依頼を引き受けるものとして「為替取引」に該当すると解される。行政解釈も、同様の見解を採用しており⁹⁴、電子決済手段の発行が「為替取引」に当たすることを前提に、電子決済手段を発行できるものを銀行、資金移動業者及び一部の信託会社（特定信託会社）に限っている。

イ 電子決済手段の移転（流通）

電子決済手段は、不特定の者の間で移転されるものであるため、電子決済手段の発行者と保有者の間には必ずしも契約関係（アカウント開設等の継続的契約関係）が成

⁹³ 資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号及び第 2 号に該当する電子決済手段（いわゆる 1 号電子決済手段）は「通貨建資産に限」とされ、また同項第 3 号に規定する特定信託受益権は、金銭信託の受益権であって、信託財産の全部が預貯金により管理されるものを指すため（同条第 9 項）、信託受託者である特定信託会社から受益権の元本金額と同額で元本償還が約されている特定信託受益権は「通貨をもって債務の履行…が行われることとされている資産」として通貨建資産に該当する。

⁹⁴ 金融審議会「資金決済ワーキング・グループ報告」（2022 年 1 月 11 日）22 頁。

立しているとは限らず、発行者の関知しないところで電子決済手段が転々移転することが想定される。かかる電子決済手段の特性から、不特定の者に転々流通し得るパーミッションレス型のブロックチェーン上で発行されるステーブルコインについては、発行者とは別個独立してステーブルコインを二次流通させるサービスを提供する事業者が想定し得る。これら事業者は、暗号資産等のファンジブルトークンと同列にステーブルコインをラインナップしたうえで、(i) 自身の利用者との間でステーブルコインの売買を行う、(ii) 利用者のステーブルコインを預かる、(iii) 利用者からの移転指図に基づいて預かりステーブルコインを第三者のアドレスに移転する等のサービスを提供しているが、国内において、かかる一連のサービスを行うことは資金決済法第2条第10項に規定する電子決済手段等取引業に該当し、電子決済手段等取引業者として必要な登録を取得する必要がある。

電子決済手段等取引業者が、利用者から預かった電子決済手段(ステーブルコイン)を利用者の指図に基づいて第三者に移転するサービス(いわゆるカस्टディサービス)を提供する場合、かかるサービスの「為替取引」該当性が別途問題となり得る。なぜなら、上記アのとおり電子決済手段は通貨建資産に該当するものであり、通貨建資産は、容易に換金できる財産として「資金」に該当するとも考えられることから、電子決済手段の移転の依頼を受けることにより、隔地者間の資金移動を可能にしているようにも思われるからである。また、電子決済手段等取引業者に対して電子決済手段を預託することにより、利用者が電子決済手段等取引業者の信用リスクを負担するとの評価があり得ることも考慮した検討も必要となる。この点は「資金」の定義にもかかわる論点となるため、詳細には立ち入らないが、理論上「為替取引」に該当するとしても、現行法は、電子決済手段の性質やブロックチェーン上の取引の特性等を踏まえて、「為替取引」と異なる規律(電子決済手段等取引業者に対する規制)を設けたものと解するのが妥当であろう。

以上